

第2次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第3期実施計画 (2022~2025)

(案)

令和4 (2022) 年2月

川崎市教育委員会

目 次

第 1 章 はじめに	1
1 かわさき教育プランについて	1
(1) 教育プラン策定の趣旨	1
(2) 教育プランの全体像	1
(3) 教育プランの位置づけ	3
(4) 基本理念と基本目標	4
第 2 章 これまでの実施計画の取組状況	6
1 第 1 期から第 2 期実施計画における主な取組状況	6
(1) 社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成	6
(2) 「生きる力」の育成	7
(3) 中学校完全給食の実施	8
(4) 「G I G A スクール構想」に基づく取組の推進	8
(5) 一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援	8
(6) 学校安全の推進	9
(7) 良好な教育環境の整備	10
(8) 県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲	10
(9) 教職員の働き方・仕事の進め方改革	10
(10) 家庭・地域の教育力の向上	10
(11) 社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援	11
(12) 文化財の保護・活用と博物館の運営	11
第 3 章 第 3 期実施計画	13
1 第 3 期実施計画における基本的な考え方	13
(1) 本市をめぐる国の動向や社会環境の変化	13
(2) 対応すべき主な教育課題	16
(3) 第 3 期実施計画の策定	18
2 第 3 期実施計画と S D G s の関係	19
(1) S D G s 達成に貢献する教育の推進	19
(2) 第 3 期実施計画と S D G s の関係	19
3 第 3 期実施計画の全体像	20
4 第 3 期実施計画の政策体系	22
5 第 3 期実施計画期間の取組	24

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	24
施策1 キャリア在り方生き方教育の推進	28
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	30
施策1 確かな学力の育成	34
施策2 豊かな心の育成	37
施策3 健やかな心身の育成	41
施策4 教育の情報化の推進	44
施策5 魅力ある高等学校教育の推進	49
基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	51
施策1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	56
基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	63
施策1 安全教育の推進	66
施策2 安全・安心で快適な教育環境の整備	68
施策3 児童生徒数・学級数増加への対応	71
基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	73
施策1 学校運営体制の再構築	79
施策2 学校運営の自主性、自律性の向上	80
施策3 教職員の資質・能力向上	82
基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	84
施策1 家庭教育支援の充実	87
施策2 地域における教育活動の推進	88
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	91
施策1 自ら学び、活動するための支援の充実	94
施策2 生涯学習環境の整備	97
基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める ...	100
施策1 文化財の保護・活用の推進	103
施策2 博物館の魅力向上	106

第4章 進捗管理の考え方

108

第5章 資料編

109

1 語句説明一覧表	109
2 川崎市教育改革推進会議運営要綱	119
3 川崎市教育改革推進会議委員名簿	121

掲載コラム一覧

基本政策Ⅰ

キャリア在り方生き方教育とは…………… 29

基本政策Ⅱ

読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画…………… 38

川崎市の人権尊重教育…………… 38

川崎市立学校における教育の情報化推進計画…………… 45

かわさきGIGAスクール構想…………… 46

基本政策Ⅲ

支援教育コーディネーターとは…………… 57

ヤングケアラーとは…………… 58

基本政策Ⅳ

学校プールの効率的な運用整備について…………… 69

義務標準法の改正について…………… 71

基本政策Ⅴ

教職員の働き方・仕事の進め方改革…………… 76

小学校における教科担任制について…………… 83

基本政策Ⅵ

地域の寺子屋事業について…………… 89

基本政策Ⅶ

教育文化会館の再編整備について…………… 98

基本政策Ⅷ

橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業…………… 104

語句説明一覧表について

文中の*が付された語句については、「語句説明一覧表」(p109~118)を参照してください。
なお、*は語句の初出にのみ付しています。



はじめに

1 かわさき教育プランについて

(1) 教育プラン策定の趣旨

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約 10 年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。

本市では、平成 17（2005）年 3 月に策定した「かわさき教育プラン」（平成 17（2005）年度～平成 26（2014）年度）が果たしてきた役割を継承しつつ、子どもの実態や社会情勢の激しい変化等を踏まえ、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、平成 27（2015）年 3 月に、新たに「第 2 次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」（以下「教育プラン」という。）を策定しました。

(2) 教育プランの全体像

ア 対象期間

平成 27（2015）年度から概ね 10 年間を対象とします。

イ 対象分野

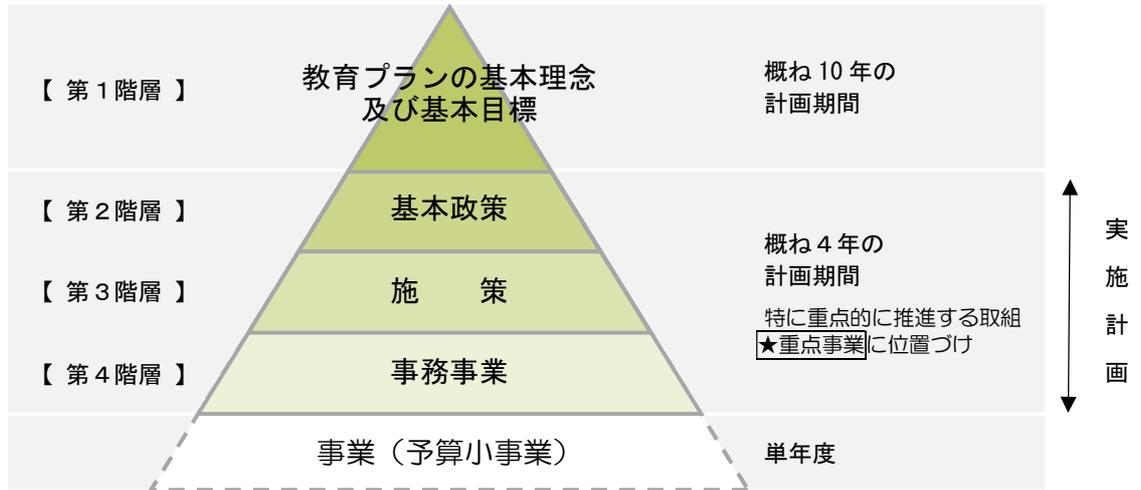
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

ウ 教育プランの構成及び計画期間

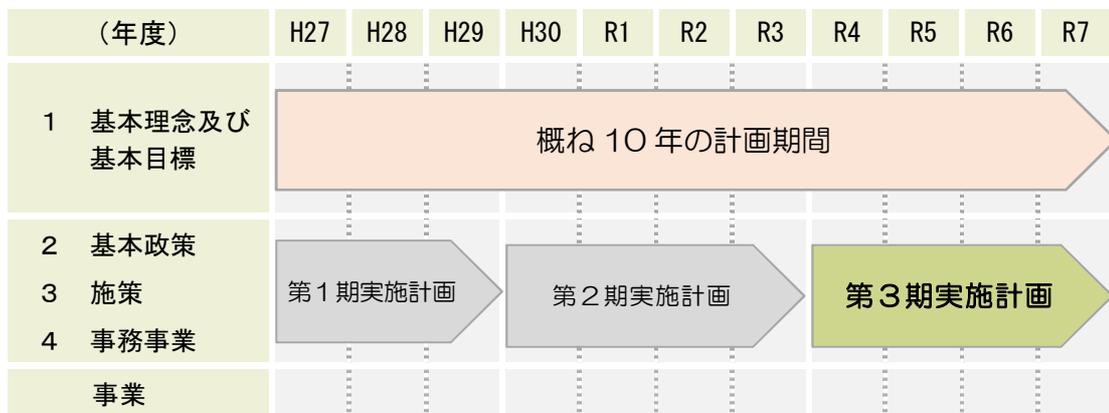
概ね 10 年間の対象期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの「基本理念」及び「基本目標」として掲げながら、具体的な取組内容は、「基本政策」、「施策」、「事務事業」の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね 4 年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

○ 教育プランの構成



○ 計画期間



(3) 教育プランの位置づけ

教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、教育プランを策定しています。

○ 教育プランと関連する主な計画

計画名	所管局
川崎市総合計画	総務企画局
川崎市行財政改革プログラム	総務企画局
川崎市国際施策推進プラン	総務企画局
資産マネジメント第3期実施方針	総務企画局
かわさきパラムーブメント推進ビジョン	市民文化局
川崎市文化芸術振興計画	市民文化局
川崎市スポーツ推進計画	市民文化局
これからのコミュニティ施策の基本的考え方	市民文化局
脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」	環境局
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン	健康福祉局
かわさきノーマライゼーションプラン改定版	健康福祉局
川崎市子ども・若者の未来応援プラン	こども未来局
川崎市子どもの権利に関する行動計画	こども未来局
川崎市防災都市づくり基本計画	まちづくり局

など

(4) 基本理念と基本目標

教育プランの基本理念及び基本目標は、今後の本市の教育がめざすものを表しています。これを、令和7(2025)年度までの教育の指針となる考え方として掲げ、その実現をめざした施策を実施計画に位置づけ、推進していきます。

<基本理念>

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

社会が激しく変化するこの時代において、将来を見据えると、少子高齢・人口減少社会、グローバル化・情報化の進展、不安定な雇用状況、社会の活力の低下への対応など、多くの課題が存在します。

また、平成26(2014)年に市制90周年を迎えた本市は、利便性の高い生活環境、将来性のある産業の振興、市民との協働による文化芸術やスポーツのまちづくりなど、その強みを活かし、さらなる発展へ歩みを進めながらも、都市インフラの老朽化や社会保障関連経費の増大、今後到来する人口減少への対応など、乗り越えなくてはならない多くの課題に直面しています。

このような状況の中、これからの社会を見据え、願うのは、どのような社会状況においても、夢や希望を抱き、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動しながら、いきいきと躍動する市民の姿です。また市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の姿です。

そして、そのような市民を育て、社会をつくることが、人づくりを担う教育の大切な役割です。

「教育が人・社会の発展の礎を築く」

私たちは、これからの人・社会のために教育ができることを真剣に考え、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていきます。そしてその実現のために、教育プランの基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

<基本目標>

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

変化が激しい社会においても、誰もが夢や希望を抱き、充実した人生を送るため、また社会を持続的に発展させていくためには、「生涯にわたって学び続け、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが身につけること」、そして「自立した個人が、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、高め合う精神を持ち、生きがいのある社会を協働してつくりだしていくこと」が大切です。

人づくりを担う教育の役割を果たし、「人・社会の発展」を実現していくために、今後 10 年間を通して教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、教育プランの「基本目標」として上記のように定めています。



これまでの実施計画の取組状況

1 第1期から第2期実施計画における主な取組状況

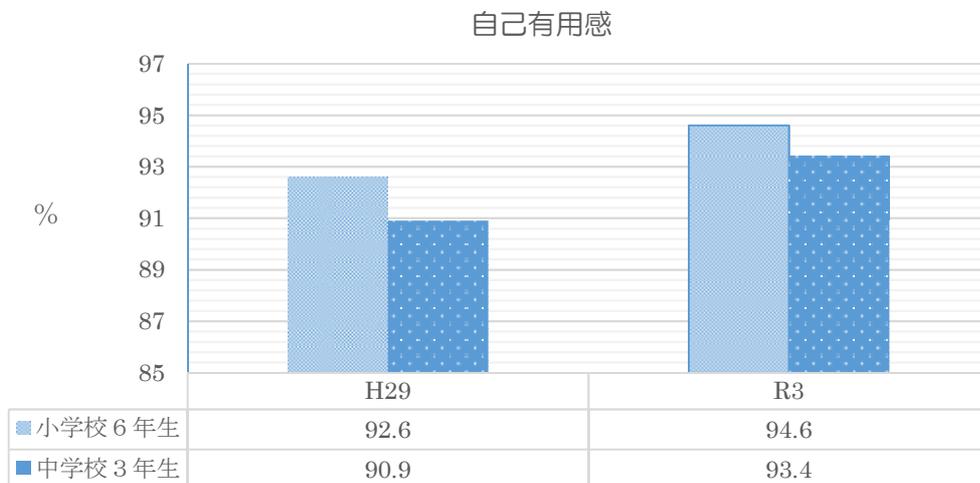
教育プランの具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業を体系的に整理した実施計画としてまとめています。本市では、第1期実施計画（平成27（2015）年度から平成29（2017）年度）及び第2期実施計画（平成30（2018）年度から令和3（2021）年度）に基づき、学校教育や社会教育をめぐるさまざまな課題の解決をめざし、教育施策を推進してきました。

（1）社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成【基本政策Ⅰ】

（取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画）

- ➡ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を第1期実施計画期間中（平成28年（2016）年度）に全校で実践を始め、第2期実施計画期間では工夫・改善を図りながら取組を推進しました。
- ➡ 「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、各学校を訪問しての指導・助言や、研修会や指導資料等の配布を通じた取組事例の共有、保護者・地域への情報提供を行いました。

「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合



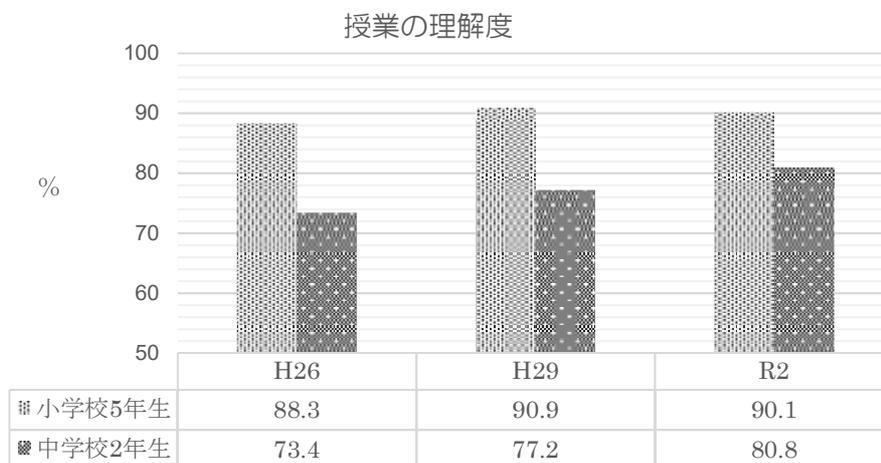
資料：全国学力・学習状況調査*

(2) 「生きる力*」の育成【基本政策Ⅱ】

(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」をめざして、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新しい学習指導要領*の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、「外国語指導助手(ALT*)」の配置、「英語教育推進リーダー*」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。

「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合



資料：川崎市学習状況調査*

- ➡ 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習や、多文化共生教育、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例*」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。
- ➡ 学校司書*の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食*の導入による「健康給食*」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。

(3) 中学校完全給食の実施【基本政策Ⅱ】

(取組期間：第1期実施計画における取組)

- ➡ 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、平成29(2017)年1月から東橋中学校、犬蔵中学校、中野島中学校及びはるひ野中学校において中学校完全給食を開始するとともに、市内3か所の学校給食センターの整備等を進め、平成29(2017)年度中にすべての中学校で完全給食を実施しました。
- ➡ 生徒の食生活の現状や課題、食育の観点等を踏まえて、中学校給食のコンセプトを「健康給食」と定め、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供しています。



「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

(4) 「GIGAスクール構想」に基づく取組の推進【基本政策Ⅱ】

(取組期間：第2期実施計画における取組)

- ➡ 令和2(2020)年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境(校内無線LAN)について、令和3(2021)年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでいます。



1人1台端末が配られた時の様子

(5) 一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援【基本政策Ⅲ】

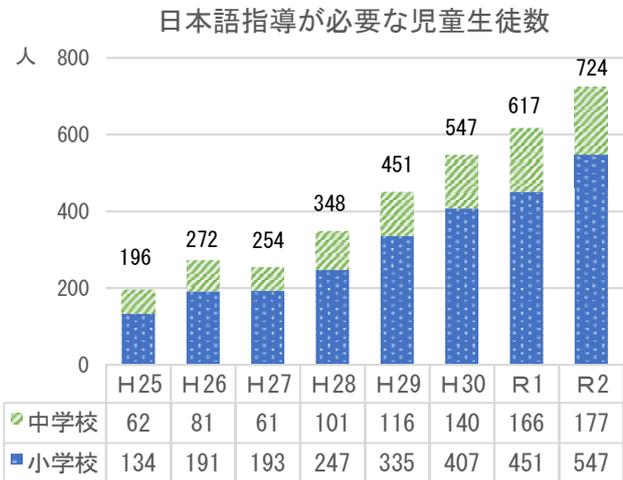
(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 平成27(2015)年2月に本市で発生した中学生死亡事件を受けて、各学校では共感的理解に基づく児童生徒に寄り添った支援体制の整備・充実や警察等との連携強化を図るとともに、長期欠席傾向のある児童生徒を早期に把握し、対応するための仕組みを整えました。
- ➡ 子どもが抱える多様な今日的課題に適切に対応するために、市立小学校において児童支援コーディネーターの専任化を進めてきました。平成29(2017)年度に

は全校で専任化を行い、児童への包括的な支援体制を構築し、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図っています。

➡ 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害*のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。

➡ 外国につながる児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、さらなる充実を図りました。



資料：川崎市教育委員会調べ

（6）学校安全の推進【基本政策Ⅳ】

（取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画）

➡ 「災害時に身を守る」「災害発生時・発生後に地域に協力する」「自然環境や災害等についての基本的知識をつける」をねらいとした防災教育を推進しています。平成28（2016）年度までにすべての市立学校を学校防災教育研究推進校*として指定し、各学校において研究の成果を活かした取組を行い、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を進めています。

➡ 東日本大震災の被害の状況を踏まえて学校の防災機能を強化するため、すべての市立学校の体育館及び格技室の吊り天井について、落下防止対策を実施しました。

➡ 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダー*や地域交通安全員*を配置し、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進しています。



スクールガード・リーダーによる登下校時の見守りの様子

(7) 良好な教育環境の整備【基本政策Ⅳ】

(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 学校施設長期保全計画*に基づく計画的な改修（再生整備と予防保全）により、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、トイレの快適化やバリアフリー化など、教育環境の向上に向けた取組を進めています。

(8) 県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲【基本政策Ⅴ】

(取組期間：第1期実施計画における取組)

- ➡ 平成29(2017)年度から、市立小・中学校等における教職員の給与等の負担や、学級編制基準（1学級あたりの児童生徒の人数を定める基準）、教職員定数の決定権限が神奈川県から本市に移譲され、円滑かつ効果的な移管に向けた事務を遂行しました。より一層本市の実情に即した学校運営ができるよう、効果的な教職員配置に向けた取組を進めています。

(9) 教職員の働き方・仕事の進め方改革【基本政策Ⅴ】

(取組期間：第2期実施計画における取組)

- ➡ 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（平成30(2018)年度策定）に基づき、学校給食費の公会計化*や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員*や障害者就業員*、部活動指導員*の配置等による人員体制の確保など、教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進しています。

(10) 家庭・地域の教育力の向上【基本政策Ⅵ】

(取組期間：第1期実施計画～第2期実施計画)

- ➡ 家庭環境の変容や地域社会の変化により、子育てを支えるつながりが希薄化している中で、市民館などでの家庭・地域教育学級、PTAによる家庭教育学級に加えて、これまで各種講座等を受けることができなかった人に学びの機会を提供するため、新たに地域活動団体や企業等と連携した取組を進めています。

- ➡ シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」については、平成 26（2014）年度からのモデル実施を経て、令和 4（2022）年 1 月までに 74 か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。



地域の寺子屋事業学習支援の様子

（11）社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援【基本政策Ⅶ】

（取組期間：第 1 期実施計画～第 2 期実施計画）

- ➡ 様々な市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆や、コミュニティを創造するとともに、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材の育成に取り組んでいます。
- ➡ 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室等を開放するなど、学校施設の有効活用を進めています。特に利用が少ない特別教室については、活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組んでいます。
- ➡ 市民館や図書館等の社会教育施設におけるサービス向上や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。また、市民の主体的な学びを支援するため、市民館や図書館などの市民が自ら学ぶ拠点となる社会教育施設におけるサービス向上や長寿命化を推進して生涯学習環境の充実に向け取組を進めています。

（12）文化財の保護・活用と博物館の運営【基本政策Ⅷ】

（取組期間：第 1 期実施計画～第 2 期実施計画）

- ➡ 市民の郷土に対する愛着を高め、文化の向上と発展に貢献するため、川崎市地域文化財顕彰制度*による取組など、文化財のさらなる保護・活用を推進するとともに、ボランティア等の地域人材と協働して、市民が文化財に親しむ機会の充実に向けた取組を進めています。
- ➡ 平成 27（2015）年 3 月に国史跡に指定された国史跡橘樹官衙遺跡群*は、全国的にも貴重な歴史的文化的遺産として、後世まで継承すべき史跡であるため、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」（平成 30（2018）年度策定）及び「国史跡橘樹官

「街遺跡群整備基本計画」(平成31(2019)年度策定)に基づき、市民等の協力を得ながら保存・整備・活用を進めています。

- ➡ 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、新型コロナウイルス感染症の影響等で、来園・来館が困難な方などに向けて、オンラインコンテンツを活用し、活動内容を発信するなど、施設の魅力をPRしました。
- ➡ 日本民家園では、平成29(2017)年度に開園50周年を迎え、50周年記念伝統芸能公演など各種記念事業を行いました。また、かわさき宙と緑の科学館では、令和3(2021)年度の開館50周年記念事業をはじめとして、より多くの来館者に楽しんでいただくよう、さまざまな取組を行いました。



第 3 章

第 3 期実施計画

1 第 3 期実施計画における基本的な考え方

これまで、「第 1 期実施計画」（計画期間：平成 27（2015）年度から 29（2017）年度まで）及び「第 2 期実施計画」（計画期間：平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度まで）に基づき、教育施策を着実に推進してきましたが、この間、新学習指導要領の実施や GIGA スクール構想の推進等、新たに対応すべき教育課題や本市の教育をめぐる社会環境は大きく変化しています。

そのため、これまでの取組を着実に継承するとともに、さらに発展させ、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、教育プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後 4 年間（令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度まで）の取組内容を、8 の基本政策、19 の施策、45 の事務事業に体系的に整理した「第 3 期実施計画」を策定します。

（1）本市をめぐる国の動向や社会環境の変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、こうした変化を的確に捉えた取組を推進する必要があります。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展、その他、「SDGs（Sustainable Development Goals）持続可能な開発目標」の社会への浸透や、AI やビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用する Society5.0 の進展等が挙げられます。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、教育をはじめ社会・経済の多方面に及んでおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組が新たに求められています。

本市においても、国からの要請を受け、令和 2（2020）年 3 月上旬から 5 月末までの約 3 か月間、市立学校全校において臨時休業を行い、学校再開後も、分散登校を取り入れるなど実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図りながら教育活動を行ってきました。

また、その後も緊急事態宣言が繰り返し発出され、令和3（2021）年8月には、第5波といわれるデルタ株の感染拡大により、夏季休業期間の延長を行いました。教育活動を再開する際には、感染の不安があり、やむを得ず登校を控える児童生徒に対し、1人1台端末を活用して授業を配信するなど、オンラインでの授業配信を実施し、在宅での学習を支援しました。一方で、学校行事については、感染状況を踏まえ、修学旅行や自然教室等の宿泊行事は延期または中止とし、運動会・体育祭は開催方法を工夫し実施しましたが、新型コロナウイルス感染症は、子どもたちの生活や学び、心身の健康状態に大きな影響を与えることになりました。

こうした状況を踏まえ、今後も、感染対策を徹底した教育活動の実施やICTを活用した子どもたちの学びの保障、さまざまな不安やストレスを抱えて日常生活を送る子どもたちの心のケアに取り組む必要があります。

イ 大規模自然災害の発生

近年、大規模自然災害の被害が増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化する風水害の発生に備えることが求められています。子どもたちが、安全に安心して過ごせる教育環境を確保するために、学校においては、ハード・ソフト両面から自然災害への対策を進めるとともに、地域の避難所として、防災機能の強化に取り組む必要があります。

ウ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、令和32（2050）年のCO2排出実質ゼロをめざす、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050*」を令和2（2020）年11月に策定したところであり、日々の行動変容を促すための環境教育の充実や省エネルギーに配慮した学校施設や社会教育施設の整備など、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。

エ 社会のデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。学校現場においても、GIGAスクール構想に基づく取組で、高速大容量の通信ネットワーク環境の整備と児童生徒1人1台端末が整備されたことにより、これまでの実践とICTの活用を適切に組み合わせていくことで、学びの質を向上させるとともに、学校教育におけるさまざまな課題の解決につなげていくことが求められています。また、社会教

育においても多様な市民ニーズに応えるべく、ICT の積極的な活用が求められています。

オ 「SDGs（持続可能な開発目標）」の社会への浸透

SDGs は、平成 27（2015）年9月に国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けてすべての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めてすべてのステークホルダーが役割を担うこと、社会・経済・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

現在、SDGs は世界の潮流となっており、世界中の国や企業が、貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、平和やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和 12（2030）年までに構築するために取り組んでいます。

また、本市は、公害問題をはじめとしたさまざまな課題を市民、事業者と連携して克服してきた歴史と、持続可能な社会の実現に向けた取組が国から評価され、令和元（2019）年7月に「SDGs 未来都市^{*}」に選定されました。

カ Society5.0 の進展

人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT（Internet of Things）^{*}、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会のあり方そのものが劇的に変わる状況が生じています。このように急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています

また、社会教育においては、オンラインによる取組を行う等、新しい技術を有効に活用することで、移動に困難を伴う高齢者等が参加しやすくすることや、若者が参加しやすいような活動内容に工夫をするなどして、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を進めていく必要があります。

(2) 対応すべき主な教育課題

第2期実施計画の策定から4年を経て、新学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の推進など新たに対応すべき教育課題に、機動的に対応していく必要があります。

<新学習指導要領の全面实施>

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景を踏まえ、新学習指導要領では、育成をめざす資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。新学習指導要領は小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から全面实施されており、高等学校では令和4（2022）年度に入学した生徒から年次進行で実施されます。

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。また、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント*の確立」が求められています。各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。

<教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進>

教職員の長時間勤務が全国的な課題となる中、本市では、平成29（2017）年度に、教職員を対象とした勤務実態調査*を実施しました。調査結果では、多くの教員が「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」といった意識を持つ一方で、教職員の長時間勤務の実態が明らかになりました。

そのような状況を踏まえ、平成31（2019）年2月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（以下「方針」という。）を策定し、取組を推進してきました。今後も、取組の効果を検証しながら、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくため、方針に基づく取組を着実に推進していくことが求められています。

<GIGAスクール構想の推進>

新学習指導要領において、初めて「情報活用能力*」が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられました。いわゆる Society5.0 時代を生きる子どもたちの教育には、ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、令和元（2019）年 12 月には、「個別最適化された学び」を持続的に実現するため、学校に高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線 LAN）を整備し、児童生徒一人ひとりがそれぞれに PC 端末を利用しながら学習を進める「GIGA スクール構想」が国から示されました。

GIGA スクール構想の実現に伴い、これまでの教育実践と ICT の活用を適切に組み合わせることで、これからの学校教育は大きく変容し、さまざまな課題の解決や教育の質を向上させることが期待されています。また、災害や感染症等による臨時休業等の緊急時においても、自宅等で端末による学習を継続することで、教職員とのつながりを保ち、子どもたちの学習を保障することが求められています。

<子どもの多様化するニーズへの対応>

現在の学校現場には、特別な支援を必要とする子どもが増加しています。第 1 期実施計画期間から引き続き特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し続けており、また、小・中学校の通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている児童生徒も増加している状況です。さらに、外国につながるの児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒も増加しており、今後もその傾向は続いていくと予測されています。

また、児童生徒の指導上の課題として、近年、いじめの認知件数や不登校の児童生徒数が増加傾向にあり、特に小学校における不登校の児童の増加数が顕著に表れています。

加えて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応が求められており、経済的困窮等を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような中で、学校は子どもたちが安心して楽しく通える環境であることや福祉との連携、家庭や地域と連携・協働し、子どもたちの成長を支えていくことが求められています。そして、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりに合った支援を行い、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携し、家庭への支援の実施や子どもの多様化するニーズへ対応する必要があります。

<家庭・地域における教育力の向上>

核家族化や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化、身近な人から子育てを学ぶことや助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化していることから、子育てに不安や悩みを持つ家庭が増えており、保護者への学びの機会を提供することが求められています。そのため、地域における家庭教育を推進し、区役所等の子育て支援・福祉関係部署をはじめ、地域活動団体等と連携した取組が必要となっています。

また、GIGA スクール構想の実現や、新学習指導要領の実施をはじめとした学校教育における大きな変化とともに、学校運営協議会*の設置が努力義務化され、地域と学校の連携・協働を一層推進し、より幅広い地域住民や多様な地域活動団体等をネットワーク化することで、地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みづくりを行うことが求められています。また、人間関係の希薄化や少子高齢化等を背景に、子どもと大人をつなぐ多様な活動や交流の場の必要性が高まっており、それらをコーディネートする担い手の育成や民間事業者の活用等、地域の教育力の向上や持続可能な地域社会づくりに活かす取組が必要となっています。

(3) 第3期実施計画の策定

以上のような教育をめぐる現状に適切に対応していくためには、これまで本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、現場の実態に目を向け、新たな課題にも正面から向き合い、多様な主体と連携・協働して、計画的に取組を進めていくことが重要です。

教育委員会では、引き続き対応すべき課題並びに教育プランの基本理念及び基本目標を踏まえ、課題解決に向けて教育施策を着実に推進するため、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「第3期実施計画」の策定作業を進めています。

2 第3期実施計画とSDGsの関係

(1) SDGs達成に貢献する教育の推進

教育は、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」として位置づけられ、「教育が全てのSDGsの基礎である」ともいわれています。目標の中には、「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）を通して持続可能な開発を促進するために必要な知識等を習得できるようにする」というターゲットが示されています。ESDを基盤にしつつ、SDGsの視点を踏まえた教育を推進することで、多様な問題が絡み合い、解決が困難な現代の課題の重要性について、子どもたちが認識し、主体的・協働的に学び、行動するための能力・態度を育みます。

SDGsの視点が含まれる学習のアプローチとしては、キャリア在り方生き方教育・環境教育・人権尊重教育・国際教育・情報教育等があります。また、社会教育においては、SDGsの達成に向けて意識の醸成を図るためにも、SDGsについて学習する場を設定するなど、大人が学ぶ機会を増やすために支援を行う必要があります。

これらの教育活動によって、子どもたちの成長を促すとともに、持続可能な社会づくりの創り手を育てていきます。さらに、大人も学び、意識と行動の変容につなげることにより、SDGsの幅広い目標への貢献につなげていきます。

(2) 第3期実施計画とSDGsの関係

第3期実施計画においては、教員・職員一人ひとりが「持続可能な社会づくり」や、「誰一人取り残さない」といったSDGsの理念を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各施策・事務事業の取組を進めることを意識します。このような認識のもと、SDGsの17の目標のうち、目標4「質の高い教育をみんなに」を共通の目標とし、基本政策ごとにSDGsの目標を掲げています。



3 第3期実施計画の全体像

■プランの基本理念・基本目標

基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

■第3期実施計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）「8つの基本政策」と

<p>基本政策</p> <p>I 人間としての在り方生き方の軸をつくる</p> <p>自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階から全ての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。</p> <p>（施策及び主な取組）</p> <p>1.キャリア在り方生き方教育の推進 ★キャリア在り方生き方教育の推進</p> 	<p>基本政策</p> <p>II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす</p> <p>学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることをめざします。</p> <p>（施策及び主な取組）</p> <p>1.確かな学力の育成 ●新学習指導要領に対応した総合的な学力向上 ★市学習状況調査の結果の活用推進</p> <p>2.豊かな心の育成 ●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進</p> <p>3.健やかな心身の育成 ●小中9年間を通じた食育の推進</p> <p>4.教育の情報化の推進 ★かわさきGIGAスクール構想の推進</p> <p>5.魅力ある高等学校教育の推進 ●市立高等学校改革推進計画に基づく取組の推進</p> 
<p>基本政策</p> <p>V 学校の教育力を強化する</p> <p>地域とともにある学校づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、教員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。</p> <p>（施策及び主な取組）</p> <p>1.学校運営体制の再構築 ●学校業務マネジメント支援 ★教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進</p> <p>2.学校運営の自主性、自律性の向上 ●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進</p> <p>3.教職員の資質・能力向上 ●ライフステージに応じた教職員研修の実施</p> 	<p>基本政策</p> <p>VI 家庭・地域の教育力を高める</p> <p>各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。</p> <p>（施策及び主な取組）</p> <p>1.家庭教育支援の充実 ●企業と連携した取組などによる家庭教育の支援</p> <p>2.地域における教育活動の推進 ★地域の寺子屋事業の推進</p> 

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

「19の施策」及び「主な取組」

- : 主な取組
- ★ : 主な取組のうちの重点事業
- 下線 : 第3期実施計画で新たに位置づけた事業

基本政策

III

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

（施策及び主な取組）

1. 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

- ★特別支援教育の推進
- いじめの未然防止や早期解決に向けた取組
- かわさき共生＊共育プログラムの推進
- 不登校児童生徒の学習支援の拡充
- ★児童生徒支援・相談活動の拡充
- 就学等に係る経済的支援の実施



基本政策

IV

良好な教育環境を整備する

地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進します。「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やエレベータ設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

（施策及び主な取組）

1. 安全教育の推進

- 学校の防災力の向上
- 通学路の安全対策

2. 安全・安心で快適な教育環境の整備

- ★学校施設長期保全計画の推進
- 脱炭素への対応など環境に配慮した学校施設の整備

3. 児童生徒数・学級数増加への対応

- ★児童生徒数・学級数増加対策
- 新川崎地区の小学校新設に向けた取組



基本政策

VII

いいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきま

す。社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

（施策及び主な取組）

1. 自ら学び、活動するための支援の充実

- ★学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進
- 効率的・効果的な図書館サービスの推進

2. 生涯学習環境の整備

- 社会教育施設等の環境整備の推進
- ★学校施設の有効活用



基本政策

VIII

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

（施策及び主な取組）

1. 文化財の保護・活用の推進

- 文化財保護活用計画に基づく取組の推進
- ★橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

2. 博物館の魅力向上

- 日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の魅力向上



4 第3期実施計画の政策体系

第1階層	
基本理念	「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標	<p>「自主・自立」</p> <p>変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと</p> <p>「共生・協働」</p> <p>個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと</p>

★重点事業に位置づける事務事業

第2階層	第3階層	第4階層			
基本政策 (8)	施策(19)	事務事業(45)	ページ	所管課	
Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	1 キャリア在り方生き方教育の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★	29	教育政策室	
		Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	1 学力調査・授業改善研究事業 ★	35
2 きめ細かな指導推進事業 ★	総合教育センター				
3 英語教育推進事業	総合教育センター				
4 理科教育推進事業	総合教育センター				
5 学校教育活動支援事業	指導課				
2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業	1 道徳教育推進事業	39	総合教育センター	
		2 読書のまち・かわさき推進事業		指導課	
		3 子どもの音楽活動推進事業		指導課	
		4 人権尊重教育推進事業		教育政策室	
		5 多文化共生教育推進事業		教育政策室	
3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業	1 子どもの体力向上推進事業	42	健康教育課	
		2 健康教育推進事業		健康教育課	
		3 健康給食推進事業		健康給食推進室	
4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業	1 教育の情報化推進事業	47	総合教育センター	
		2 かわさき GIGA スクール構想推進事業 ★		総合教育センター	
Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 共生社会の形成に向けた支援教育*の推進	1 魅力ある高等学校教育の推進	50	指導課	
		1 特別支援教育推進事業 ★		59	指導課
		2 共生・共育推進事業			教育政策室
		3 児童生徒支援・相談事業 ★			総合教育センター
		4 教育機会確保推進事業 ★			総合教育センター
		5 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業			教育政策室
6 就学等支援事業	学事課				

第2階層	第3階層	第4階層		
		基本政策 (8)	施策(19)	事務事業(45)
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 安全教育の推進	1 学校安全推進事業	67	健康教育課
		1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	70	教育環境整備推進室
	2 学校施設環境改善事業	教育環境整備推進室		
	3 学校施設維持管理事業	教育環境整備推進室		
Ⅴ 学校の教育力を強化する	3 児童生徒数・学級数増加への対応	1 児童生徒数・学級数増加対策事業 ★	72	教育政策室
	1 学校運営体制の再構築	1 学校業務マネジメント支援事業 ★	79	教育政策室
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	2 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	81	教育政策室
		2 地域に関わられた特色ある学校づくり推進事業		指導課
	3 教職員の資質・能力向上	1 教職員研修事業	83	総合教育センター
		2 教職員の選考・人事業務		教職員人事課
		3 教育研究団体補助事業		指導課
	Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	87
2 地域における教育活動の推進		1 地域における教育活動の推進事業	90	生涯学習推進課
	2 地域の寺子屋事業 ★	生涯学習推進課		
Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★	95	生涯学習推進課
		2 図書館運営事業		生涯学習推進課
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設的环境整備事業 ★	99	生涯学習推進課
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業		生涯学習推進課
Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	105	文化財課
		2 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★		文化財課
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	107	文化財課
		2 青少年科学館管理運営事業		文化財課

5 第3期実施計画期間の取組

基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる

子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度とともに共生・協働の精神を培う教育の実践が求められています。本市では、これを「キャリア在り方生き方教育」として第1期実施計画から重点施策として位置づけ、すべての学校で取り組んできました。今後も、日々の学習活動を通じて子どもたちの自己肯定感を高め、学ぶ意欲、人と関わる力、社会に参画する資質・能力を小学校段階から計画的・系統的に育てていきます。

○ 現状と課題 ○

人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあるとともに、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」といえるほど劇的に変化し続ける状況があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたり、安全な環境において子どもたちの学びを保障することで、子どもたちが自らの夢を実現できるようにすることが求められています。さらに、貧困、紛争、気候変動など、数多くの国際的な課題に対し、SDGs の達成に向けた取組も重要となっています。このように、今日子ども・若者が生きる社会は、ますます将来の予測が困難な状況になっています。これまでも、変化に十分対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態について、コミュニケーション能力や自己肯定感の不足、他者への配慮の不足といった原因が指摘されています。将来、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力として、チームワークやストレスマネジメント能力、また、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解など、基礎的・汎用的な能力を育成する必要があります。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び*と、協働的な学び*の実現～（令和3（2021）年1月中央教育審議会答申）では、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている」としています。子どもたちが自分の価値を認識しながら、他者の価値も尊重する意識を醸成し、一人ひとりの多様な幸せや社会全体の幸せともいうべきウェルビーイング（well-being）*

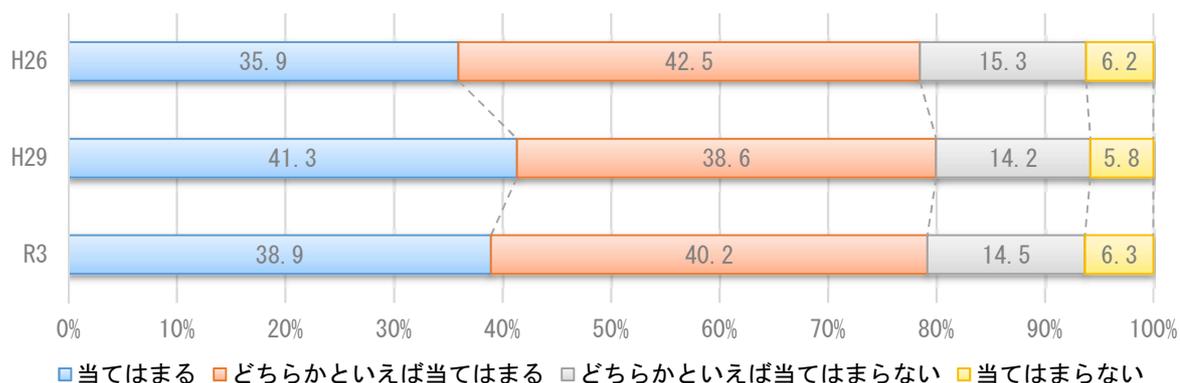
の理念の実現により、多様性と包摂性のある持続可能な社会をめざすことが重要です。

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の子どもの自己肯定感は年々増加傾向にあるものの、小学校では 6.3%、中学校では 7.2%の子どもが「自分にはよいところがあると思わない」と回答しています【図表 1、2】。また「将来の夢や目標を持っていますか」という項目については、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合は小学生、中学生ともに全国平均よりも低くなっています【図表 3】。

本市では、子どもたちのキャリア発達*（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すために、すべての市立学校で「キャリア在り方生き方教育」を推進しています。引き続き、各学校の実情に応じて、子どもたちに、社会的自立に向けて必要な能力や態度とともに、共生・協働の精神を計画的・系統的に育てる教育が求められています。

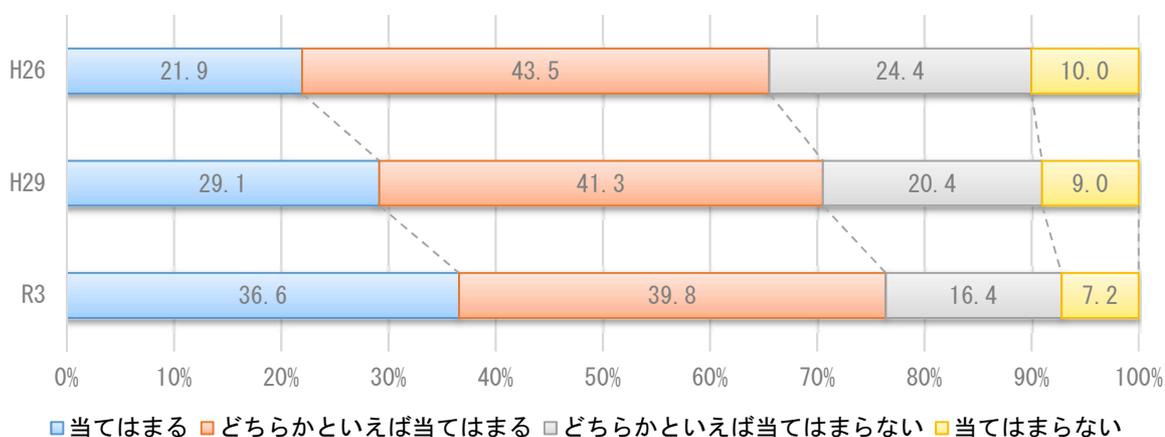


図表1 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する児童の回答の割合（小学校6年生）



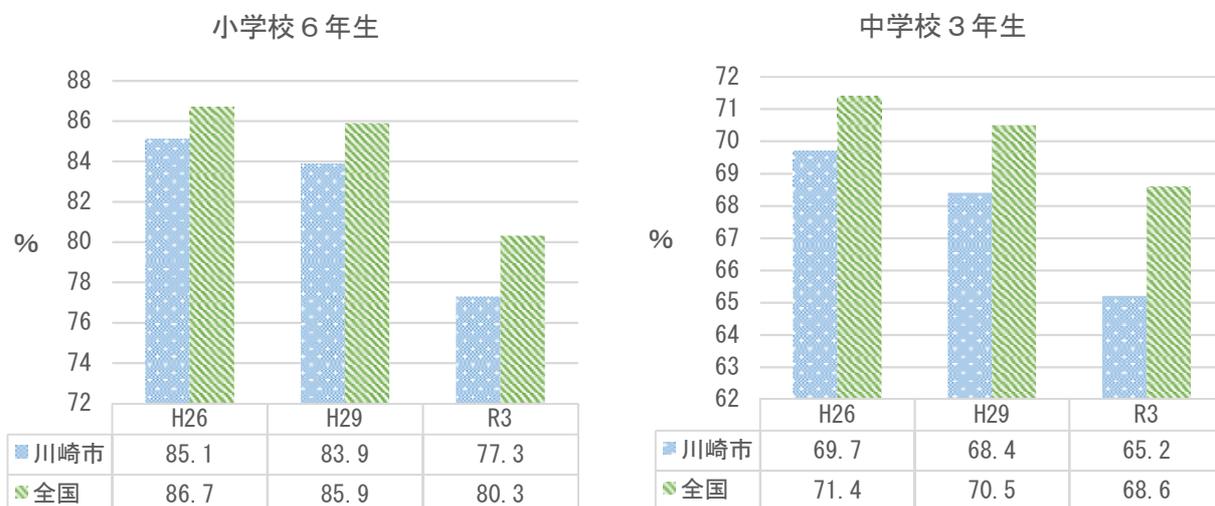
資料：全国学力・学習状況調査

図表2 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する生徒の回答の割合（中学校3年生）



資料：全国学力・学習状況調査

図表3 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問で「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための資質・能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値 (R3 (2021))	目標値 (R3 (2021))	目標値 (R7 (2025))
自己肯定感	「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 79.1% 中3 76.4%	小6 82.0% 中3 74.0% 以上	小6 83.0% 中3 77.0% 以上
将来に関する意識	「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 77.3% 中3 65.2%	小6 86.0% 中3 69.0% 以上	小6 90.0% 中3 75.0% 以上
自己有用感	「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 96.0% 中3 94.6%	小6 94.0% 中3 92.0% 以上	小6 97.0% 中3 95.0% 以上
チャレンジ精神	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえば挑戦している」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 73.0% 中3 66.0%	小6 81.0% 中3 74.0% 以上	小6 82.0% 中3 75.0% 以上
チャレンジ精神 【第3期から設定】	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえば挑戦している」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 78.5% 中2 66.4% (R2)	-	小5 82.0% 中2 75.0% 以上
共生・協働の精神	「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	-*	小6 90.0% 中3 85.0% 以上	-*
社会参画に関する意識	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 54.2% 中3 39.5%	小6 44.0% 中3 31.0% 以上	小6 56.0% 中3 40.0% 以上

*参考指標「共生・協働の精神」は、出典元の調査において設問がなくなったため記載はありません。

施策 1. キャリア在り方生き方教育の推進

社会の様々な領域において急激な構造変化が進み、産業・経済の変容は雇用形態の多様化や流動化にもつながっています。就職・進学を問わず子どもたちのキャリア形成をめぐる環境が大きく変化し、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力や態度を育てるキャリア教育のさらなる充実が求められています。

平成 28（2016）年度からすべての市立学校で実施している「キャリア在り方生き方教育」は、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念であり、子どもたちの自立に必要な能力や態度を育てる教育です。

小学校からの系統的な取組を通して「自分をつくる」、「みんな一緒に生きている」、「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で、「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」、「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成していきます。そのため、特別活動を要しつつ「かわさき共生＊共育プログラム＊」など既に各学校で実践されている取組と教科等の学習活動を相互に結びつけ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、引き続き、すべての教育活動を通じて「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。

あわせて、急激な社会・産業構造の変化の中でも、子どもたち一人ひとりが将来直面するであろう現代的な諸課題に、柔軟かつたくましく対応できる力を育て、自信を持って可能性に挑戦することができるよう、将来の生活や社会と関連付けながら、「キャリア発達」の見通しを持ったり、振り返ったりする機会を設けていきます。

また、子どもたちにとっては、1日の生活の大半を過ごす「学校」が身近な「社会」であり、「学校」を通じて「社会」を理解する取組の充実を行い、社会的自立と社会参画の力を育みます。

- ・教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けた「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。
- ・学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ教材として「キャリア・パスポート＊」を活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」のさらなる充実に向けた取組を進めていきます。
- ・各学校が児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にして、その実現に必要な

教育活動を見直し、現代的諸課題であるSDGsや、かわさきパラムーブメント*等の視点も取り入れながら、カリキュラム・マネジメントの充実が図られるよう、教職員研修など学校への支援を行っていきます。

- ・教職員が「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を効果的に活用できるよう研修を行うなど、実践に向けた支援を行い、児童生徒が主体的に学びに向かう力が身につくよう取組を進めていきます。

コラム



【キャリア在り方生き方教育とは】

一人ひとりの将来の社会的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育です。

社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であり、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念です。

一般の「キャリア教育」に、共生・協働の精神を培うという視点と、郷土を愛し、将来のふるさと川崎の担い手を育成する視点を加え、本市では「キャリア在り方生き方教育」と名づけています。



キャリア・パスポートを活用し学ぶ様子

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
キャリア在り方生き方教育推進事業 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。	●各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実 ○キャリア在り方生き方教育の実施 ・全校実施 (H28から)		・各学校における取組の実施		→ 事業推進	
	○担当者研修の実施 研修実施回数：3回		・担当者研修の実施		→	
	○多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 ・各学校における取組の調査		・実践事例集の作成・配布 ・各校における取組の推進		→	
	●「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」を活用した取組の推進 ○「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」の配布・活用 ・小・中学校・高等学校への配布・活用		継続実施		→	
	○ICTを活用したポートフォリオの作成・活用		・ICTを活用したポートフォリオ作成の検討 ・ICTを活用したポートフォリオ活用・検証		→	
	●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 ○情報交換会、研究推進校報告会の開催 情報交換会：3回 研究推進校報告会：1回		・情報交換会、研究推進校報告会の開催		→	
			○研究推進校における現代的諸課題に対応したカリキュラム・マネジメントの研究支援 ・推進校における研究支援		→	
	●広報等による保護者等への理解促進 ・リーフレットの作成・配布		継続実施		→	

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、誰もが自分らしく生き、共に支え合う未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現が求められています。社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」とは何か、どのように学ぶかを学校と保護者・地域を含めた幅広い主体と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。

○ 現状と課題 ○

基礎的な知識の習得や技能の向上はもとより、子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、課題解決のために他者と協力する資質や能力を伸ばしていくためには、学校のみならず、地域や家庭と連携・協力した取組を計画的に進め、「確かな学力」を育成していく必要があります。

令和3（2021）年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、教科に関する調査において本市の平均正答率は、全国平均と比較すると若干上回っている結果となっています。また、令和2（2020）年度の川崎市学習状況調査における授業の理解度では、小学校5年生の90.1%、中学校2年生の80.8%（各対象科目の平均値）が「わかる、どちらかといえばわかる」と回答しています【図表4】。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景を踏まえ、新学習指導要領では、育成をめざす資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。

新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、身に付けるべき資質・能力を明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

また、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るために教育課程の充実に向けて「カリキュラム・マネジメントの確立」が求められており、各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要です。

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、「あなたの学級では学級生活をよりよくするために学級会（中学校：学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」という質問で肯定的な回答をした本市の児童生徒の割合は、小学校6年生で77.4%、中学校3年生で79.4%となっており、全国よりも高い割合を示しています【図表5】。本市では、子どもたちが互いに論じたり語り合ったり、自らの

意思で行動したりする姿は、主体的な社会参画の姿勢を育むことにつながるものと考えています。選挙権年齢の引き下げを機に、これまで以上に、子どもたちに国家・社会の形成者としての意識を醸成することが求められており、すべての校種において発達段階に応じた、主権者教育の充実が必要です。

「豊かな心」の育成については、子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやり、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、想像力の育成につながる読書活動や、深く考え、議論する道徳教育、すべての教育活動を通じて行われる人権尊重教育の充実が必要です。

「かわさきパラムーブメント」では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出」しようとしています。「かわさきパラムーブメント」の取組を未来へ残していくには、将来を担う子どもが、障害や人種、LGBT などをはじめとするいわゆる社会的マイノリティに対して正しく理解し行動できるようにしていくことが重要と位置づけてきました。学校の教育活動全体で行われる道徳教育の一環として、各教科や特別活動等のさまざまな教育活動における「心のバリアフリー」に関する理解を深めるための指導等を継続していきます。「かわさきパラムーブメント」がめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、引き続き、計画的・系統的に行っていく必要があります。

「健やかな心身」の育成については、偏った栄養摂取や朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身等の課題が挙げられることから、学校保健活動、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。

本市では、平成 29 (2017) 年 12 月から中学校完全給食を全校で実施しており、児童生徒の健全な身体を育むため、小中 9 年間を通じた体系的・計画的な食育を引き続き推進していく必要があります。

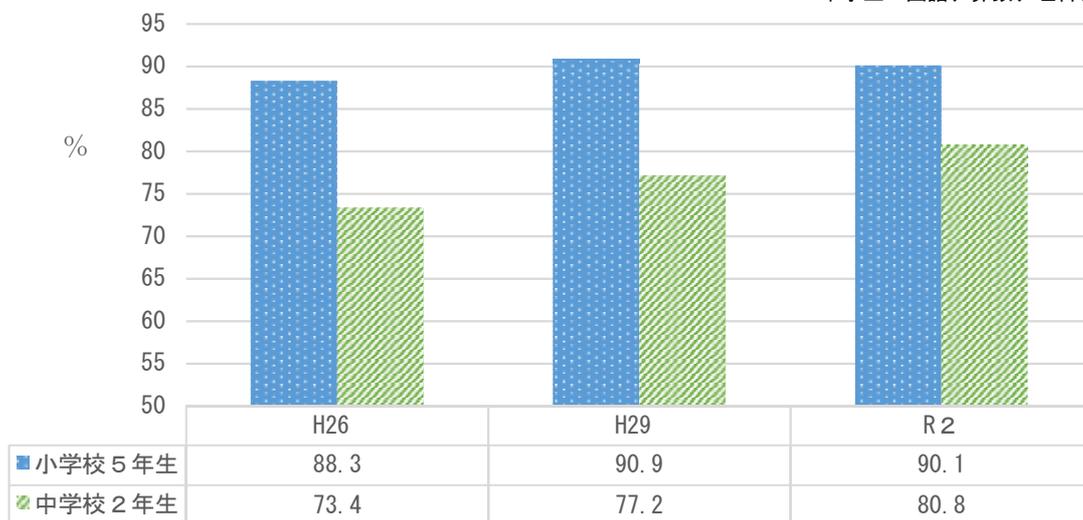
また、令和 3 (2021) 年 1 月の中央教育審議会答申において、めざすべき「令和の日本型学校教育」の姿は「全ての子供たちの可能性を引き出す、『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」とされています。そのためには、今後、さまざまな形で蓄積されていくスタディ・ログ*を効果的に活用していくことが重要です。さらに、災害や感染症等による臨時休業等の緊急時においても、GIGA スクール構想で整備された ICT 環境を活かして、自宅等で ICT 端末による学習を継続することで、子どもたちの学習を保障することが求められています。

高等学校では、令和 4 (2022) 年度から新しい高等学校学習指導要領が年次進行で実施されることから、すでに先行実施している「総合的な探究の時間」の取組もさ

らに充実させながら、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を実施し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していく必要があります。

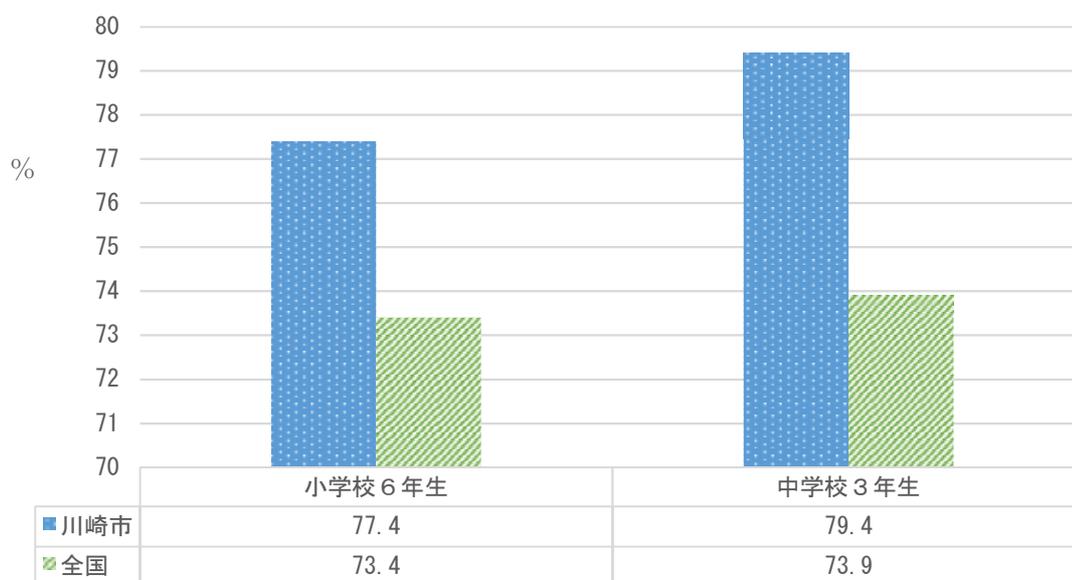
図表4 「授業がわかる」、「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合

※小学生：国語、算数、理科、社会の平均
中学生：国語、算数、理科、社会、英語の平均



資料：川崎市学習状況調査

図表5 「学級生活をよりよくするために学級会（中学校：学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」、「どちらかといえば決めている」と回答した児童生徒の割合（令和3年度）



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
授業の理解度	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 90.1% 中2 80.8% (R2)	小5 93.0% 中2 80.0% 以上	小5 94.0% 中2 82.0% 以上
授業の好感度	「学習がすきだ、どちらかといえばすき」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 73.9% 中2 64.5% (R2)	小5 80.0% 中2 65.0% 以上	小5 81.0% 中2 67.0% 以上
授業の有用度	「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	小5 90.9% 中2 80.5% (R2)	小5 96.0% 中2 79.0% 以上	小5 97.0% 中2 81.0% 以上
英語によるコミュニケーションへの積極性	「道で外国人に英語で話しかけられたとき、何とか英語で話そうとする」と回答した生徒の割合 【出典：川崎市学習状況調査】	中2 82.7% (R2)	中2 84.0% 以上	中2 85.0% 以上
規範意識	「人が困っているときは、進んで助けている、どちらかといえば助けている」と回答した児童生徒の割合 【出典：全国学力・学習状況調査】	小6 90.5% (R3) 中3 90.4% (R3)	小6 88.0% 中3 87.0% 以上	小6 91.0% 中3 91.0% 以上
子どもの体力の状況	体力テストの結果（神奈川県の実績値（体力合計点）を100とした際の本市の割合） 【出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査*】	小5(男) 100% 小5(女) 100% 中2(男) 94.6% 中2(女) 96.5% (R1)*	小5(男) 101% 小5(女) 101% 中2(男) 100% 中2(女) 100% 以上	小5(男) 102% 小5(女) 102% 中2(男) 100% 中2(女) 100% 以上
学校給食の残食率 【第3期から設定】	残食率の高さや栄養の観点から重点5項目とする品目の残食率 ・小学校（白米、変わり飯、卵類、豆製品、藻類） ・中学校（白米、変わり飯、豆類、野菜類、藻類） 【出典：川崎市教育委員会調べ】	（白米） 小 6.1% 中 21.2% （変わり飯） 小 7.0% 中 13.3% （卵類） 小 7.3% （豆製品） 小 7.0% （豆類） 中 15.1% （野菜類） 中 15.9% （藻類） 小 7.6% 中 17.2% (R2)	-	（白米） 小 5.46%以下 中 12.3%以下 （変わり飯） 小 5.41% 以下 中 9.24% 以下 （卵類） 小 4.50% 以下 （豆製品） 小 4.95% 以下 （豆類） 中 11.29%以下 （野菜類） 中 10.5% 以下 （藻類） 小 5.04% 以下 中 11.08%以下

*参考指標「子どもの体力の状況」は、出典元の直近の調査結果が令和元年度のものになります。

施策 1. 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、主体的に学習に取り組む意欲を養うことが必要となります。本施策では、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、1人1台端末を最大限に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした学習活動の充実を図っていきます。

- これまで、小学校5年生と中学校2年生で実施してきた市学習状況調査の実施学年を拡充し、そのデータを活用することで、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの改善・充実に役立てます。
- 探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士、あるいは多様な他者と協働しながら、さまざまな社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手として必要となる資質・能力を育成するために、教科横断的な学習活動の充実を図ります。
- スタディ・ログを分析することで、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図るため、習熟の程度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた取組を推進します。
- 急速なグローバル化の進展の中で英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっており、外国人とのコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。
- 世界的なハイテク企業や研究開発機関が数多く立地する、国際的な先端産業・研究開発拠点を擁する本市の強みを活かし、科学に対する子どもたちの興味・関心を一層高め、魅力ある理科教育を展開します。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
学力調査・授業改善研究事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもたちの資質・能力の定着状況を把握するために調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び結果の活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ○調査・テストの実施及び個票配布 ・市学習状況調査(小5・中2)・市学習診断テスト(中1・中3)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小4～中3への対象学年の拡充に向けた調査項目・実施方法等の検討 ・モデル校（小2校、中1校）での試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく調査の全校実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の継続と結果のフィードバック 		事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用 ・調査実施（小5、中2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小4～中3への対象学年の拡充に向けた調査項目・実施方法等の検討 ・モデル校（小2校、中1校）での試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく調査の全校実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の継続と結果のフィードバック 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○結果を踏まえた授業改善や家庭学習・自主学習の支援 ・調査結果を踏まえた授業改善や家庭学習・自主学習の支援 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における授業改善の推進 ○各学校における結果報告書の作成 ・報告書作成 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ○数値目標の設定等による授業改善の推進 ・数値目標の設定等による授業改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる授業改善の検討・実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●実践事例集の活用による指導力の向上 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布 	継続実施				
きめ細かな指導推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●GIGA端末導入や学習状況調査の効果を踏まえた有効な指導に向けた研究実践の推進 ・各学校における研究実践の推進 	継続実施				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進 ○小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・研究成果を活かした取組の実施 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ○手引き等を活用した取組の実施 ・「きめ細かな指導 実践編」を活用した取組の実施 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ・映像教材などを活用した取組の充実 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実情に応じた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実情に応じた取組の充実 				

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
英語教育推進事業 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 英語教育推進リーダーの養成と活用 養成数（累計）：24人 ・英語教育推進リーダーの活用 ● ALTの配置・活用による英語教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 配置数 小・中学校：107人 高等学校：6人 ● 各校における指導体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校における中核英語教員*（CET）研修の実施 ・各校1名以上参加 継続実施 ○ 中学校、高等学校における各校1名以上参加の外国語教育指導力向上研修の実施 ・各校1名以上参加 継続実施 ○ 大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> 中学校英語二種免許取得講習の受講者数：13人 小学校外国語教授基礎論講座の受講者数：35人 ・受講者数：2人 ・事業終了（R4.9） ○ 小学校英語強化非常勤講師*（ERT）の小学校への派遣 <ul style="list-style-type: none"> 派遣回数：69校 ・事業終了（R5.3） ○ 小学校外国語（英語）教員養成課程修了者の採用 ・採用実施	事業推進				
理科教育推進事業 理科支援員の配置や中核的理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 理科支援員配置による理科教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 全小学校に配置 理科支援員の継続的な配置 ● 横浜国立大学と連携した中核的理科教員*（CST）の養成及び活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ CST養成プログラムの実施 CST養成数（累計）：73人 CST養成数（累計）：75人 CST養成数（累計）：77人 CST養成数（累計）：79人 CST養成数（累計）：81人 ○ CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座 CSTによる研修数：4講座 ● 先端科学技術者の派遣授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 派遣回数：16回 実施回数：16回 実施回数：16回 実施回数：16回 実施回数：16回 	事業推進				
学校教育活動支援事業 教育活動サポーター*を配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育活動サポーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 継続実施 ● 小中学校における自然教室の実施（八ヶ岳少年自然の家） <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 継続実施 					

施策 2. 豊かな心の育成

「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育てていく必要があります。子どもたちの健やかな成長のため、読書活動、体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、豊かな人間性を育む取組を推進していきます。

- 「特別の教科 道徳」において、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの子どもが自分自身の問題と捉え、向き合うことができるよう「考え、議論する道徳」の推進を図ります。また、学校教育全体を通して道徳性を養うことができるよう、各教科等との関連を図りながら道徳教育を推進します。
- 本に親しむことで、言葉や知識を学び、表現力や想像力を高め、人生をより豊かに生きていくことができるよう、学校司書等の配置を進めるとともに、図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、子どもの読書環境の充実を図ります。
- 音楽の素晴らしさや楽しさを味わい、豊かな感性等を育むため、子どもが文化や芸術に接する機会となるよう「子どものためのオーケストラ鑑賞」や「子どもの音楽の祭典」等の取組を推進します。
- 子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を図ります。また、障害者、外国につながる人、性的マイノリティなど、多様な背景を持つ人々に対して、正しい理解の促進を図るとともに、自他のよさを認め、一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を築くことができるよう、総合的に人権尊重教育の推進を図ります。



【読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画】

子どもたちの読書活動は、言葉や知識を学び、表現力や創造力を豊かにします。それだけではなく、何より本は子どもたちに夢や希望を与え、人生をより豊かでより深く生きていくための力を身につけていく上で欠かせないものとなります。

本市ではこれまでも、子どもの読書活動を推進する取組を推進してきましたが、社会状況の変化や子どもを取り巻く環境の変化に合わせてながら、発達段階に応じた子どもの自由な読書活動を推進することや自発的・主体的な学習活動を支援するため、本計画を策定し、家庭・地域・学校がより一層連携しながら子どもの読書活動を推進していきます。

本計画では、保護者向け講座の開催などの家庭における子どもの読書活動の推進や図書館を中心とした地域における子どもの読書活動の推進、小学校への学校司書配置拡充などの学校における子どもの読書活動の推進、企業等と連携した読書活動の普及啓発などの「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の取組を推進していきます。



【川崎市の人権尊重教育】

一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きられる社会を創造するためには、国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、あらゆる機会や場を通して、さまざまな人権に関する理解を深めることが必要です。また、具体的な人権問題に直面した際に、それを解決しようとする実践的な行動力などを育むことが大切です。

本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例*」を制定し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、さまざまな教育活動を推進しています。また、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定を機に、教育活動がより効果的なものとなるよう、人権尊重教育の充実に努めています。

今後もかわさき教育プランの「自主・自立」、「共生・協働」という基本目標の実現をめざして、児童生徒の豊かな心の育成を推進します。

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
道徳教育推進事業 児童生徒が、生命を大切に する心や他者と協調し他人 を思いやる心、善悪の判断な どの規範意識等の道徳性を 養うことができるよう、「特別 の教科 道徳」を要として、学 校教育全体を通じて行う道 徳教育の充実を図ります。	●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 ○各校における道徳教育の充実 ・各校における取組の推進	継続実施				事業推進
	○指導体制の充実 道徳教育推進教師研 修の実施：2回 経験5年目以下の教 員を対象とした研修 の実施：2回 「いのち・心の教育」に 関する研修の実施： 1回	・道徳教育推進教師 研修、経験5年目以 下の教員を対象とした 研修、「いのち・心の教 育」に関する研修の実 施				
読書のまち・かわさき推進 事業 子どもから大人までが読書に 親しめるよう、さまざまな読書 活動を推進するため、学校司 書の配置による読書環境の 整備など、「読書のまち・かわ さき 子ども読書活動推進計 画」に基づく取組を推進しま す。	●「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ・第4次計画の策定	・計画に基づく取組の 推進			・次期計画の策定	事業推進
	●総括学校司書*及び学校司書配置による学校図書館の充実 総括学校司書配置 数：21人 学校司書配置数： 56校	総括学校司書配置 数：21人 学校司書配置数： 70校	総括学校司書配置 数：21人 学校司書配置数： 92校	総括学校司書配置 数：21人 学校司書配置数： 全小学校		
	●図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の実施	継続実施				
	●司書教諭・図書担当教諭や統括学校司書・学校司書、図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 R1実施回数：31回	実施回数：31回	実施回数：31回	実施回数：31回	実施回数：31回	
	●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・啓発資料の配布やイ ベントの実施	・連携した取組の実施				
子どもの音楽活動推進事 業 音楽のすばらしさを味わい、 体験することを通して、子ども たちの豊かな感性を育み、生 涯を通じて音楽を愛好する 心情を育てられるよう、本格 的なオーケストラ鑑賞や、市 内の貴重な音楽資源を活用 した音楽の体験活動を推進 します。	●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 体験者数： 9,708人(99校)	体験者数： 10,000人以上	体験者数： 10,000人以上	体験者数： 10,000人以上	体験者数： 10,000人以上	事業推進
	●ミュージア川崎シンフォニーホールを舞台とした「子どもの音楽の祭典」の実施 ・事業実施	継続実施				
	●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」(中学生)の育成 実施校数：20校	実施校数：20校	実施校数：20校	実施校数：20校	実施校数：20校	

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021）	令和4（2022）	令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）	令和8（2026）
	年度	年度	年度	年度	年度	年度以降
人権尊重教育推進事業 「子どもの権利に関する条例」や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 開催：年1回 → 人権尊重教育推進会議を通じた情報共有や意見交換の実施 → 事業推進					
	●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 R2研修参加者数：2,878人（PTAは中止） → 研修参加者数：3,053人以上 → 研修参加者数：3,053人以上 → 研修参加者数：3,053人以上 → 研修参加者数：3,053人以上					
	●人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・教材内容の改善及び効果的な活用 → 継続実施					
	●子どもの権利学習派遣事業の実施 派遣学級数：113学級 → 派遣学級数：122学級 → 派遣学級数：122学級 → 派遣学級数：122学級 → 派遣学級数：122学級					
	●学校におけるさまざまな人権課題に関する周知・啓発 ・各種関係団体による啓発資料の周知 → 継続実施 ・新たな人権課題に関する啓発資料の作成・周知					
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進 派遣校数：78校（212人） → 派遣校数：62校（187人） → 派遣校数：62校（187人） → 派遣校数：62校（187人） → 派遣校数：62校（187人） → 事業推進					
	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施 開催：年1回 → 外国人教育推進連絡会議の開催					
	●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施 ・実践事例報告会や事業説明会の開催 → 実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施					

施策3. 健やかな心身の育成

「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいく必要があります。生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。

第2期実施計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、市立学校全校で臨時休業となる事態となりましたが、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、感染防止対策を講じながら教育活動を行い、子どもたちが安心して過ごせるよう取組を進めていきます。

- 誰もが運動する心地よさを味わい、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、学校・家庭・地域・行政が連携を図りながら、子どもの体力向上をめざします。
- 体育や健康に関する指導を充実させ、子どもが持つ運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、運動する習慣を身につけることで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成をめざします。
- 本市を拠点に活動する「かわさきスポーツパートナー*」とも連携し、スポーツの楽しさや素晴らしさを感じる取組を進めます。
- 自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症については、今後もその影響は予測困難であるため、感染状況に応じて、保健管理上の適切な感染症対策を図り、健やかな学校生活を送れるよう取組を進めます。
- 効果的に食育を推進するため、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の取組により、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。

事務事業名	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
子どもの体力向上推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続実施 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム*」の推進 実施校数：全小学校（114校） 	<ul style="list-style-type: none"> ●全小学校での「キラキラタイム」の実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動実施への支援 ○技術的指導を行う部活動指導者の派遣 派遣数：55人 ○全国大会等出場者への旅費等の補助 ・旅費等の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ●部活動指導員の派遣 ●継続実施 				
健康教育推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 ・感染対策用品の配布等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の状況に応じた継続的な支援 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ・保健の授業等における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・食物アレルギー研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●養護教諭や栄養士等を対象とした研修の実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ・各種健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールヘルスリーダー*派遣による若手の養護教諭等への支援 派遣校数：6校 	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールヘルスリーダーの派遣 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における健康教育充実に向けた支援 ・国等による通知や方針の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続実施 				
		<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の健康保持に向けた学校への支援策の研究・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究・実施結果に基づく取組の推進 			

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
健康給食推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。 </div>	●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ○食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 ・給食の提供		継続実施			事業推進
	○生産者など多様な主体と連携した食育の推進 ・「かわさきそだち」を使用した給食提供		継続実施			
	○小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・学校における食に関する指導の手引きに基づいた取組の推進		継続実施			
	○レジビ動画等の市民への情報発信 配信本数：3本		レジビ動画等の配信			
	●中学校完全給食の円滑な実施 ・センター方式48校、自校方式2校、小中合築方式2校による中学校全校での実施 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施		継続実施			
	●小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ○老朽機器等の計画的更新 ・機器等の更新		継続実施			
	○退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化 委託実施校：65校		退職動向等に合わせた委託化の推進			
	●安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給		運営支援内容の検討	検討結果に基づく取組の推進		
	●学校給食費の適正な徴収 ・学校給食費の公会計化の実施		徴収状況を踏まえた取組の推進			
			多様な納付方法の検討	検討結果に基づく取組の推進		

施策 4. 教育の情報化の推進

令和3（2021）年1月、中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）では、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明となる状況においては、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められることが示されています。これらを実現するための授業づくりにあたっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を行っていくことが求められており、その際、ICTを活用して、空間的・時間的制約にしばられずに今までできなかった学習活動の新たな可能性を探ることや、学習履歴（スタディ・ログ）の活用を図ることが重要であるとされています。

本市においては、国等の動向を見据え、教育の情報化に必要となるICT環境の整備・活用に関し、教育分野、校務分野にわたる情報化施策として「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定し、その計画に基づき、着実に事業を推進していきます。

- ・児童生徒自らが氾濫する情報の中から、何が重要かを主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育てていきます。
- ・児童生徒へのICTスキルや情報モラル等についての指導の充実を図るとともに、各教科等で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を進めていきます。
- ・教員のICTを活用した指導力向上に向けて、ライフステージに応じた研修体制を整え、教員をサポートします。また、外部団体や大学、企業とも連携しながら、指導力向上に向けた取組を推進します。
- ・教職員の業務効率化の取組に資するよう、校務支援システム*や学務システム等の活用による効率化や最適化に向けた検討を進めます。
- ・児童生徒の出欠席の状況や健康診断の結果、学習記録などの情報を教職員の間で共有できるようデータ連携等により見える化をし、一人ひとりに寄り添った指導の充実を図っていきます。
- ・「かわさきGIGAスクール構想」では、1人1台端末を活用し、インターネットにつながる中で、クラウドにより学びを蓄積することや、双方向の学びが可能となり、

既習事項や他者・他教科などとも「つながる」をキーワードに、段階的に学びの質を高めていきます。

- ・クラウド・バイ・デフォルト*の環境で1人1台端末を活用して教育データを蓄積し、児童生徒の可能性を最大限引き出すための授業改善に役立てていきます。



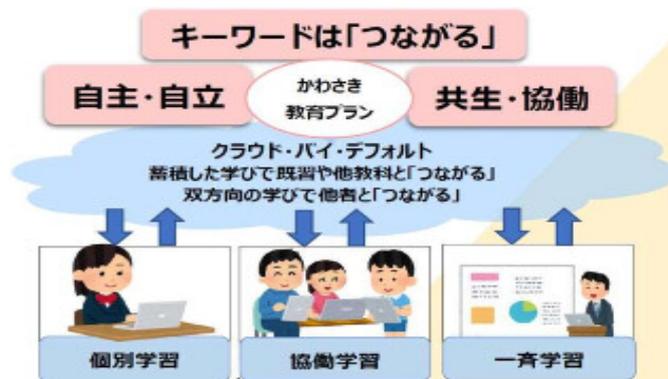
【川崎市立学校における教育の情報化推進計画】

本計画は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度に取り組む市立学校における教育の情報化の基本方針を示すものです。平成30（2018）年4月から令和4（2022）年3月に取り組んだ第2期計画の期間中、GIGAスクール構想の推進により、高速大容量の通信ネットワークや1人1台端末の整備等、学校のICT環境は大きく変化しました。今後は、この整備された環境を有効に活用して、子どもたちの資質・能力を育成することをめざし、特に取り組むべき事項を次の19個に整理しています。

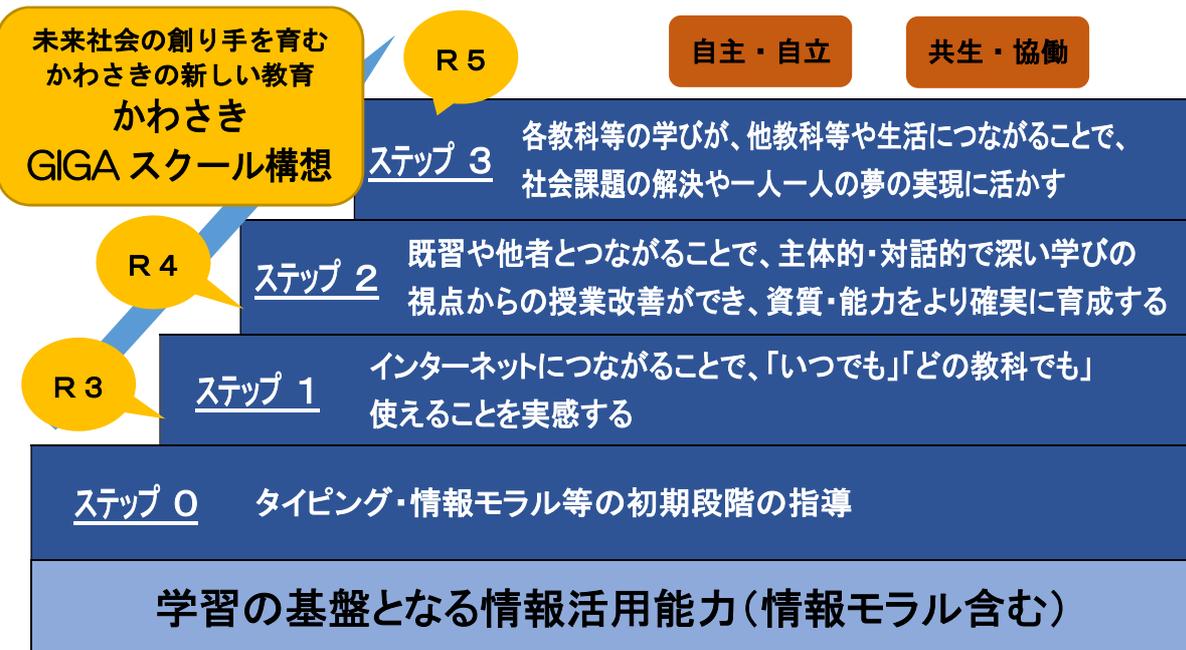
観点	重点事項
子どもたちの新しい学びを支える観点	1. 1人1台端末活用等による、情報活用能力の育成（情報モラルを含む）
	2. 各教科等におけるICTの効果的な活用
	3. 1人1台端末の持ち帰りの推進と家庭との連携
	4. 高等学校におけるICT活用の推進
	5. 支援教育におけるICT活用の推進
	6. 市学習状況調査のCBT化の検討
	7. 学習データの活用の検討
	8. 普通教室の環境整備
	9. 教員のICTを活用した指導力の向上
	10. 学習面のサポート体制の整理、充実
教職員の業務効率化を支える観点	11. 校務支援システムの積極的な活用
	12. 業務効率化に向けた環境・運用方法の検討
	13. 校務面のサポート体制の整理、充実
	14. CMSを活用した学校ウェブサイトの充実
ネットワーク環境及びICT環境の最適化に関する観点	15. コンテンツの増大に対応したネットワーク環境の安定運用
	16. 情報セキュリティポリシーガイドラインを踏まえた、ネットワークの最適化
	17. 教職員のテレワーク環境の整備支援
	18. 1人1台端末における最適な管理手法・セキュリティの検討
	19. BYOD・BYAD等を見据えた環境・運用体制の検討

国は、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元（2019）年12月）の中で多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを持続的に実現する、「GIGAスクール構想の実現（Global and Innovation Gateway for All）」を示しました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT等を活用することで子どもたちの学びを最大限保障できる環境を整備することが必要との認識が広がることとなりました。



本市においても、国の補助事業を最大限に活用し、令和2（2020）年度中に、校内に高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線 LAN）と義務教育段階の児童生徒1人1台分の端末を一体的に整備し、令和3（2021）年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさき GIGA スクール構想」の推進に取り組むこととしました。



事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 ・計画の改定（予定）	・計画に基づく取組の実施			・計画の改定	事業推進
	●情報化推進モデル校を活用した取組の推進 ・推進モデル校2校における取組の検証と検証結果を活かした取組の推進	継続実施				
	●情報モラル教育の充実 ・道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施	・判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進				
	●学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 ・ICT機器の更新・整備	・GIGA端末導入に伴う小学校のPC教室等の見直し				
	●校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 ・研修開催やサポートデスク等による各学校への支援	継続実施				
	・授業・学習系データと校務系データの連携による効率化の検討	・授業・学習系データと校務系データの連携による効率化の検討と検討結果に基づく取組の推進				
	●ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進 ・ネットワーク環境のあり方の検討	・ネットワーク環境のあり方の検討と検討結果に基づく取組の推進				

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
かわさきGIGAスクール構想推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。 </div>	●「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 ○段階的なステップアップの実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施と授業での活用 ・ステップ0・1の実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施 ・段階的なステップアップに応じた児童生徒の情報活用能力の育成 ○研究推進協力校における取組の支援と共有による事業の充実 協力校：12校	・ステップ2の実現を支える、授業力向上につながる教職員の研修の実施 継続実施 ・協力校における取組の支援と検証	・ステップ3の実現を支える、授業力向上につながる教職員の研修の実施			事業推進	
	○ICT活用研修の充実と各教科・各校種における活用の推進 研修実施数：179回	・研修の充実と各教科・各校種における活用の推進					
	○ICT活用に関する技術的支援 ・ICT支援業務の実施	継続実施					
	●学校での活用を促進する人的支援 ○情報交換会等を含むGSL*（GIGAスクール構想推進教師）研修や要請訪問研修の実施 GSL研修会参加者数：延べ1,333人 要請訪問研修実施数：47回	・GSL研修会や要請訪問研修の実施					
	●教科用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 ・デジタル教科書実証事業重点校での調査と活用方法の検討 ・副読本のデジタル化支援と活用の促進	・デジタル教科書*の活用に関する研究と取組の推進 継続実施					
	●学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用 ○教育データの利活用に向けた整理 ・個人・学級単位の学習履歴など教育データの活用に向けた研究	・市・学校・学級・個人単位でのスタディログ・収集と活用に向けた研究					
	○GIGA端末における教育データの活用状況の調査及び指導・改善に向けた取組の実施 ・GIGA端末における教育データの活用状況の調査	・指導・評価の改善への反映					
	●児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の充実 ○GIGA端末及び通信環境の充実 ・児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備	継続実施 ・利用状況に対応した通信環境の確保に向けた調査・検討	・調査・検討結果に基づく取組の推進				
	○利用アカウントの適切な管理 ・利用アカウントの発行、管理等の効率的な運用	継続実施					

施策 5. 魅力ある高等学校教育の推進

グローバル化、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、多様な人々と協力し、主体性を持ってさまざまな課題の解決を図っていくために必要となる力を身につけることができるよう、各校の特色を活かして多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実を図り、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。

- 各校が魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現をめざします。
- 「市立高等学校改革推進計画* 第2次計画」に基づき、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力を育成する取組を推進します。
- 定時制課程に在籍する生徒の将来の自立に向け、各学校における学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。また、日本語指導の必要な生徒に対してのサポートや学校の支援体制のより一層の充実を図ります。
- 定時制課程において外国につながる生徒が増加していることから、在県外国人等特別募集*を行い、生徒の日本語支援及び個に応じた学習支援を行います。
- 川崎高等学校及び附属中学校においては、中高一貫教育*の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
魅力ある高校教育の推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。 </div>	●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進					
	○魅力ある普通科教育の推進					
	・カリキュラム・マネジメントの充実に向けた検討	・カリキュラムの効果的な実施				事業推進
	・キャリア教育の推進	継続実施				
	○定時制における学びの充実					
	将来の自立に向けた学習や就職等の相談・支援の実施: 3校	将来の自立に向けた学習や就職等の相談・支援の実施: 全校				
	・日本語指導の充実	継続実施				
		・在県外国人特別募集枠の設置	・事業推進			
	・学び直しや特別な支援の実施に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進				
	○特色ある専門学科の推進					
	インターンシップの実施: 2校	インターンシップの実施: 2校	インターンシップの実施: 2校	インターンシップの実施: 2校	インターンシップの実施: 2校	
	・合同発表会の開催による情報発信に向けた準備	・合同発表会の開催				
	○ICT機器の整備及び活用					
	・ICT機器の計画的な整備	継続実施				
	・校内無線LANの増設	・1人1台端末環境の活用の促進				
●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施						
聴講生制度: 2コマ	・聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施					
図書館開放: 1校						
開放講座: 6講座 (R1)						
●川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進						
・中高一貫教育の推進	継続実施					
●多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進						
・橋・幸高校における体制づくりと取組の推進	・3校における取組の推進					
・高津高校におけるキャリア教育科目の調査・研究		・川崎高校における取組の検討	・川崎高校における取組の推進			
		・総合科学高校における取組の検討	・総合科学高校における取組の推進			

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

本市においては、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒、また、通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国につながるのある子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加傾向にあります。

加えて、近年では本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応が求められており、このような背景を持つ子どもは教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような中で、学校には、子どもたちが安心して楽しく通える環境であることや、福祉との連携が求められており、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、一人ひとりに合った支援を行っていきます。

○ 現状と課題 ○

市立特別支援学校においては、在籍児童生徒数が平成 19（2007）年度以降増加傾向にあり【図表6】、施設の狭あい化や障害の重複化、多様化への対応等が課題となってきました。これまで、市立特別支援学校の再編整備や分教室の設置、医療的ケア*拠点校の整備などに取り組んできましたが、今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を行うため、良好な教育環境の確保や医療的ケア支援のさらなる充実、居住地校交流*の促進などの取組を進める必要があります。

また、川崎高等学校附属中学校を除くすべての小・中学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加が続いており、その障害も重度・重複化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、適切な教員配置、教育環境の整備等が課題となっています。

通常の学級においては、発達障害の可能性のある児童生徒が多数在籍しており、通級による指導が必要な児童生徒は増加傾向にあります。また、日本語指導が必要な児童生徒も増加しており、適切な支援が求められています。

不登校児童生徒については、「無気力、不安」、「友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」等さまざまな要因から小・中学校ともに増加傾向にあります【図表7】。不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす必要があること、また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立の困難さ等のリスクが存在することに留意する必要があることから、これまで以上に、丁

寧かつさまざまな支援を行っていくことが求められています。家庭やフリースクール*等との連携を一層進めるとともに、GIGA スクール構想の取組等を踏まえ、ICT を活用した学習支援の拡充を行うなど、多様で適切な教育機会を確保していくことが重要となります。

いじめに関しては、パソコンやスマートフォンの普及など子どもを取り巻く環境の変化により、その態様もさまざまになっており、見えにくくなっています。

いじめの認知件数は、近年、中学校においてはほぼ横ばいで推移する一方、小学校においては増加傾向を示しています【図表8】。本市では、「かわさき共生*共育プログラム」を通じて、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止等を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針*」に基づき各学校が方針を定め、支援教育コーディネーターなど、教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、いじめの早期発見、初期対応を図っています。また、スクールカウンセラー*や学校巡回カウンセラー*による相談活動や、スクールソーシャルワーカー*を通じた専門機関との連携なども通じて、学校全体で支援する校内体制を確立することがより一層重要となっています。

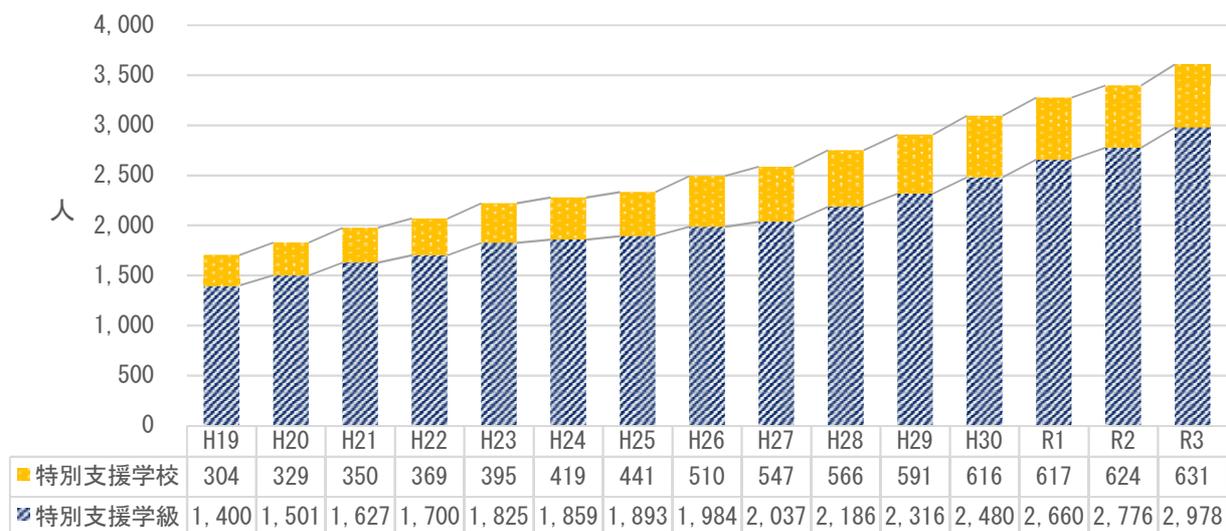
経済的に厳しい状況にある世帯では、経済的な理由による進学断念・中退が起こる可能性が高く、本人の希望等によらず進学・在学を諦めざるを得ない状況について懸念されます。学習意欲のあるすべての子どもが、経済的な理由のために学習機会が失われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な支援が求められています。

子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、課題が多様化・複雑化する中で、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、学校だけではなく、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を総合的に推進していくことが必要です。



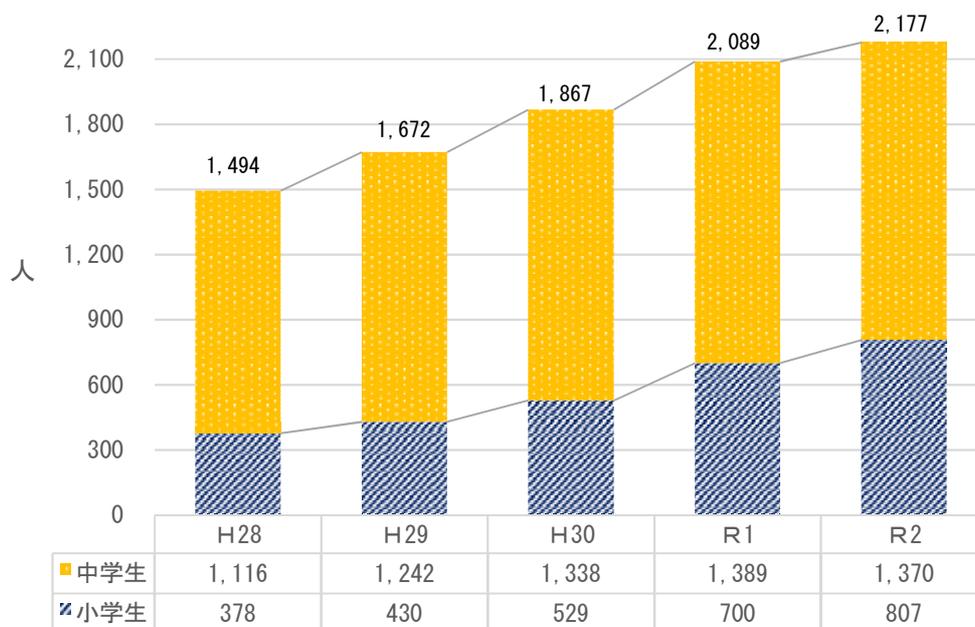
国際教室*での日本語指導の様子

図表6 市立特別支援学校・特別支援学級在籍者の児童生徒数の推移



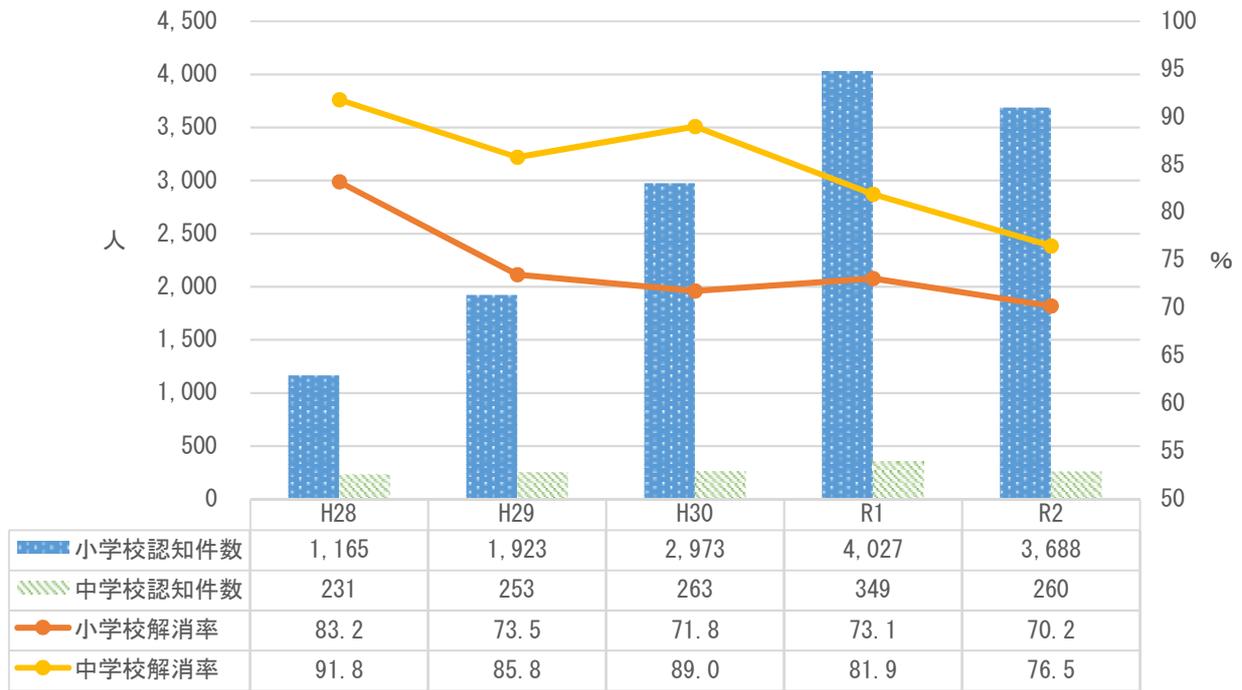
資料：川崎市教育委員会調べ

図表7 不登校児童生徒数の推移



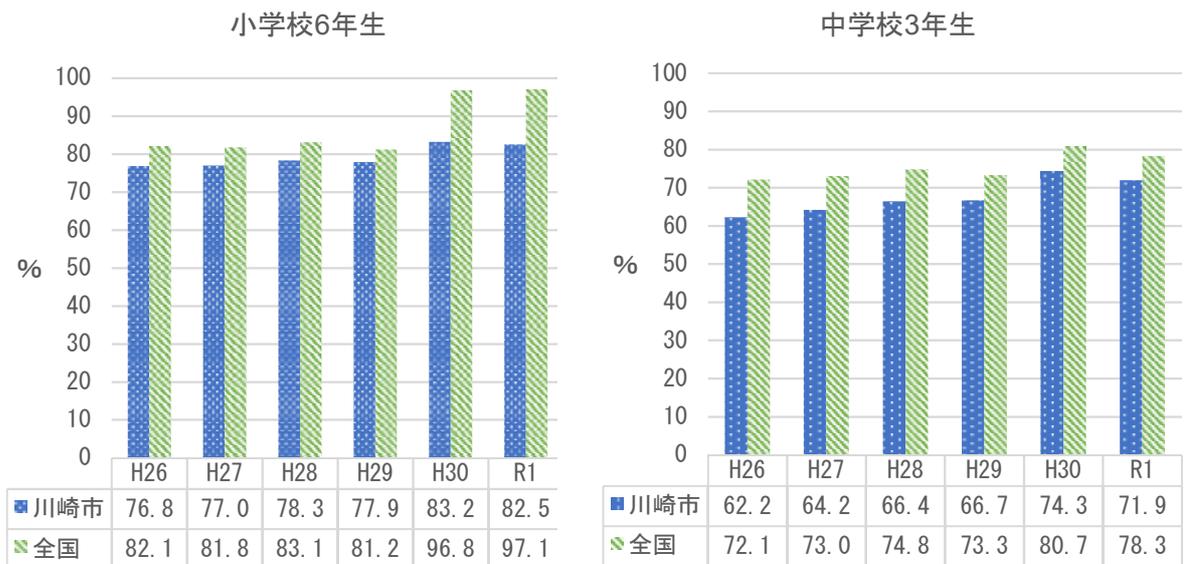
資料：川崎市教育委員会調べ

図表8 いじめの認知件数及び解消率



資料：川崎市教育委員会調べ

図表9 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育(支援教育)を学校教育全体で推進します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
支援の必要な児童の課題改善率(小学校)	課題が解消・改善傾向がみられる人数÷特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校など課題のある児童数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.9% (R2)	95.0% 以上	97.0% 以上
支援の必要な生徒の課題改善率(中学校) 【第3期から設定】	課題が解消・改善傾向がみられる人数÷特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校など課題のある生徒数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	74.5% (R2)	-	80.0% 以上
支援の必要な児童に対する支援の未実施率(小学校)	支援が実施できなかった(12月時点)児童数÷支援の必要な児童数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	0% (R2)	0%	0%
個別の指導計画*の作成率(小・中・高等学校)	すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した児童生徒の割合 ※学校の割合から児童生徒の割合に見直し 【出典：川崎市教育委員会調べ】	- % (R3) ※調査実施予定	100%	100%
就労した生徒の1年後の就労定着率(特別支援学校) 【第3期から設定】	市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の定着率 【出典：川崎市教育委員会調べ】	93.9% (R1)	-	100%
いじめの解消率	いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 70.2% 中学校 76.5% (R2)	小学校 85.0% 中学校 92.0% 以上	小学校 85.5% 中学校 92.0% 以上
1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) 【第3期から設定】	暴力行為発生件数÷全生徒数×1,000 【出典：川崎市教育委員会調べ】	5.05件 (R2)	-	6.7件以下 ※コロナ禍以前の最小値 (H29、H30)
不登校児童生徒の出現率	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	小学校 1.09% 中学校 4.61% (R2)	小学校 0.30% 中学校 3.34% 以下	- ※

※不登校については、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元(2019)年10月)が発出され、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす必要がある。という考え方が示されたため、不登校児童生徒の出現率については、第3期実施計画から目標値を定めないこととしています。

施策 1. 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

本市では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム*」の構築に取り組み、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進しています。今後もすべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

- ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画*」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- ・小学校の通級指導教室*において、保護者の送迎負担や交通アクセス等の課題解消に向けて、巡回による指導を段階的に導入します。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた適切な支援を行います。
- ・小・中学校の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒に対して、外部人材を活用した介助支援人材を配置し、安定的な学級運営を図ります。
- ・特別支援学校卒業後の生徒それぞれの社会的自立に向けて、職業教育等を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図ります。
- ・市域内の特別支援学校の狭あい化解消に向け、特別支援学校の設置義務者*である神奈川県と連携しながら、良好な教育環境の確保に向けた取組を進めます。
- ・障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、障害のない子どもにとっても、さまざまな人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、特別支援学校の居住地校交流など児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習を推進します。
- ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生*共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
- ・各学校において支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、さまざまな教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。

- ・ヤングケアラーや子どもの貧困など、児童生徒を取り巻く環境は年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所の子育て支援・福祉関係部署等と連携した子ども支援を進めます。
- ・ICTを活用した学習支援、ゆうゆう広場*での体験活動、フリースクール等との連携など、さまざまな取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級*での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ・不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICT等を活用した学習支援や不登校特例校*について調査・研究を進めます。
- ・外国につながるのある児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、日本語指導体制の充実を図るなど、一人ひとりに応じた支援を推進します。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助*を実施します。また、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。



【支援教育コーディネーターとは】

本市では、従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、小学校では児童指導や教育相談の機能を併せ持った児童支援活動の中核となる「児童支援コーディネーター」、中学校では教育相談の機能を併せ持ち、生徒指導担当と協働しながら、校内支援体制の中核を担う「支援教育コーディネーター」など、校種や機能の違いにより異なる名称を使用していましたが、本プランから「支援教育コーディネーター」という名称に統一しました。

今後は、多様化する教育的ニーズに適切に対応するため、これまで以上に小学校と中学校の「支援教育コーディネーター」の連携を強化していくことが求められます。名称を統一し、その役割を改めて各学校に周知・徹底するとともに、小・中学校のコーディネーターが密接に連携し、切れ目のない支援ができるよう取組を進めます。



【ヤングケアラーとは】

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラーに対しては、さまざまな分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、福祉・介護・医療・教育分野のさらなる連携が重要となります。

事務事業名	現状	事業内容・目標					
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
特別支援教育推進事業 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。		●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援					
		●特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援	継続実施				事業推進
		●小・中学校通級指導教室の充実					
		○通級指導教室の設置校における指導					
		小学校言語・情緒関連：各区	小・中学校通級指導教室における指導				
		中学校情緒関連：市内3か所					
		○通級指導体制の充実					
		・通級指導体制の充実にに向けた巡回方式の試行実施	・エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実				
			・知能・発達検査体制強化に向けた検討	・検討結果に基づく取組の推進			
		●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進	継続実施				
		・指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ					
		●特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上					
		必修研修：19回 希望研修：10回	・特別支援教育研修の実施				
		●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援	継続実施				
		・児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣					
	●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施	継続実施					
	・長期入院・入所児童生徒への指導者配置						
	●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーター*の配置						
	R2配置回数：21,092回	・特別支援教育サポーターの配置					
	●小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置						
	配置校数：10校	・学校の実情に応じた継続配置					
	●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施	継続実施					
	・福祉と連携した教育支援の充実						
	●社会的自立に向けた就労支援の実施						
	・高等部における就労に向けた職業教育の実施	・関係機関との連携による支援の充実					
	●特別支援学校の計画的な施設整備						
	○中央支援学校大戸分教室の増築						
	・基礎調査の実施	・校舎等の設計・工事		完成			
	○中央支援学校高等部分教室の整備						
	・基本計画の策定及び学校化に向けた検討	・校舎等の設計・工事 ・学校化に向けた検討結果に基づく取組の推進				校舎完成(R8)(2026)	
	○受入枠拡充に向けた神奈川県との調整						
	・神奈川県との協議の実施	・県立特別支援学校新設に向けた取組の推進				事業推進	
	●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進	継続実施					
	・児童生徒の実態に応じて各校で実施						

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
共生・共育推進事業 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定＊」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 ○各学校における授業の実施 ・年間6時間（標準）の授業の実施 ○担当者研修の実施 研修の実施：年2回 ○ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・研究協力校でのICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ○エクササイズ集を活用した取組の実施 ・GIGA端末に対応したエクササイズ集の見直し		継続実施 ・担当者研修の実施 ・各学校でのICTを活用したエクササイズと効果測定実施の支援 ・エクササイズ集を活用した取組の実施			事業推進
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 ○支援教育コーディネーターの配置 小学校：全校 中学校：41校 小学校：全校 中学校：全校 ○コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 研修の実施：8回 ・研修の実施 ●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ○スクールカウンセラーの配置 ・全中学校・高等学校への配置 ・カウンセラーによる専門的支援の充実 ○学校巡回カウンセラーの派遣 ・全小学校、特別支援学校への要請派遣 ・小学校、特別支援学校への定期派遣の推進 ●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化 配置：8名 ・各学校への要請訪問と巡回型による支援に向けた検討・試行 配置：11名 ・各学校への要請訪問と巡回派遣による支援の充実 配置：12名 配置：13名 配置：14名 ●多様な相談機能の提供 ・24時間電話相談 ・教育相談室の運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習保障 ・多様な相談機能による相談支援の実施					事業推進

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
教育機会確保推進事業 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ・市内6か所の運営 ●子どもたちの目線より近い支援・相談のためのメンタルフレンド*の配置・活用 配置：20名 ●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ○夜間学級の運営による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・西中原中学校夜間学級の運営 ○入学及び編入相談の充実 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 ●GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校等の児童生徒への支援 ・オンライン授業やデジタル教材による児童生徒への支援 ●不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 ・不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討 	継続実施 ・メンタルフレンドの配置・活用 継続実施 継続実施 ・端末活用等による児童生徒への支援の充実 ・事例研究・ICT活用の研究 継続実施	・検討結果を踏まえた取組の推進			事業推進
海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・教育相談の実施 ●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 R2新たに日本語指導初期支援員を配置した児童生徒数：168名 ●特別の教育課程による日本語指導の実施 ○国際教室の設置及び非常勤講師の配置 国際教室設置校数：44校 巡回非常勤講師配置校数：75校 ○国際教室担当者等への研修の実施 研修の実施：4回 ●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ○通訳機器の配置 ・通訳機器等、ICT機器の活用 ○通訳・翻訳の充実 ・通訳・翻訳支援業務の外部委託 ●円滑な就学に向けた支援 ○就学前の学校説明会「プレスクール*」の開催 開催数：7回 ○就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保 ・就学案内及び就学状況の把握 	継続実施 ・日本語指導初期支援員の配置 継続実施 継続実施 継続実施				事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	<ul style="list-style-type: none"> ●確実な就学援助費の支給による支援 ○新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・入学前の学用品費の迅速な支給 	継続実施				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○就学援助システム*を活用した円滑な認定及び支給の実施 ・システムを活用した迅速な認定及び支給 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育就学奨励費の支給による支援 ・円滑な支給 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・就学事務の実施 	継続実施				
	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 ・円滑な支給・貸付 	継続実施				